

# 評 価 書

平成16年7月28日

1. 評価対象施策等 公正かつ自由な競争のルールの厳正な運用 －平成15年度における独占禁止法違反行為に対する措置（実績評価）－	
2. 担当部局 審査局管理企画課	
3. 施策等の目的・目標 独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不公正な取引方法等に対して厳正かつ積極的に対処し、これらを排除することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進する。	
4. 施策等の具体的な内容 独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査（立入検査、事情聴取等）を行い、違反行為が認められた場合等には、その排除のために必要な措置（法的措置（独占禁止法第48条に基づく勧告及び第48条の2に基づく課徴金納付命令をいう。以下同じ。）、警告及び注意をいう。）を講ずる。  (注) 課徴金納付命令は、価格カルテル、入札談合等について課徴金の納付を命じるものである。	
5. 達成目標及び目標達成時期 公正取引委員会は、独占禁止法違反行為が認められればこれを排除するため、厳正・迅速な措置を採ることとしており、この措置についてあらかじめ数値的な達成目標等を設定することはできない。 なお、公正取引委員会では、経済社会の変化を踏まえ、入札談合・価格カルテル、IT・公益事業関連分野、知的財産権分野等における違反行為、優越的地位の濫用行為、不当廉売等の不公正な取引方法について厳正・迅速な対処に努めることとしている。	
6. 評価対象期間 平成15年4月～平成16年3月	7. 評価実施時期 平成16年6月
8. 評価の観点 (1) 事件処理は、国民のニーズや競争環境の変化に適切に対応したか（必要性）。 (2) 事件処理は、公正かつ自由な競争を維持・促進する上で有効であったか（有効性）。 (3) 事件処理は、効率的に行われたか（効率性）。	
9. 評価を行う過程において使用した資料等 内部資料	

## 10. 平成15年度の事件処理状況について

### (1) 事件処理の概況

#### ア 申告状況

##### (7) 申告件数

平成15年度において、独占禁止法の規定に違反すると考えられる事実について公正取引委員会に寄せられた申告件数は、2,395件（前年度比4.6%増）であった。このうち、小売業に係る不当廉売事案の申告件数は1,835件（6.8%増）となっており、申告件数全体の76.6%を占めている。

表1

（単位：件）

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
申告件数	2,152	2,878(33.7)	4,703(63.4)	2,290(▲51.3)	2,395(4.6)
小売業に係る不当廉売事案の申告件数	1,578	2,399(52.0)	3,933(63.9)	1,718(▲56.3)	1,835(6.8)
小売業に係る不当廉売事案以外の申告件数	574	479(▲16.6)	770(60.8)	572(▲25.7)	560(▲2.1)

（注）（ ）内は対前年度増加率（%）であり、▲はマイナスであることを示している。

##### (4) 申告の違反行為類型別内訳（小売業に係る不当廉売事件で迅速処理により注意したものを除く。）

平成15年度の申告に係る事案について、違反行為類型別にみると、不公正な取引方法に係る事案の申告が425件（件数全体の50.8%）を占め、最も多くなっている。

表2

（単位：件）

内 容	申告件数	
	件数	構成比（%）
私的独占・カルテル等	183	21.9
不公正な取引方法（注1）	425	50.8
そ の 他（注2）	136	16.2
事業者団体関係	93	11.1
合 計	837	100.0

（注）1. 第8条第1項第5号に係る事案は、不公正な取引方法に分類している。

2. 「その他」とは、事業者団体による構成員の機能活動の制限等である。

3. 申告件数の合計が上記(7)の申告件数と異なるのは、1件の申告で複数の違反被疑行為を含むことがあるためである。

#### イ 事件処理

##### (7) 事件処理件数（小売業に係る不当廉売事件で迅速処理により注意したものについては、下記(イ)を参照。）

平成15年度の事件処理件数は123件（前年度比13.9%増）であった。この内訳は、法的措置25件（同32.4%減）、警告13件（同23.5%減）、注意75件（同53.1%増）、打切り10件（同100%増）であった。法的措置件数は、最近4年間の平均29.5件に比し約4件少なかった。

（注）法的措置、警告及び注意という措置を採らずに、調査を打ち切る場合（以下「打切り」という。）もあり、措置と打切りを併せて、本評価書において「事件処理」と称している。

また、法的措置及び警告の対象となった事業者（以下「関係人」という。）の数は、年間延べ462名

であり、関係人の延べ人数の最近4年間の平均879.5名と比して半減した数字となっている。

なお、法的措置件数1件当たりの関係人数は16.2名であり、最近4年間の平均27.3名と比して11.1名少ない数字であった。

表3

(単位：件、名)

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
申告件数	574	479 (▲16.6)	770 ( 60.8)	572 (▲25.7)	560(▲2.1)
事件処理件数	93	74 (▲20.4)	87 ( 17.6)	108 ( 24.1)	123( 13.9)
法的措置	27	18 (▲33.3)	38 ( 111.1)	37 (▲2.6)	25(▲32.4)
(審判開始決定)	7	1 (▲85.7)	3 ( 200.0)	8 ( 166.7)	9( 12.5)
警 告	20	17 (▲15.0)	15 (▲11.8)	17 ( 13.3)	13(▲23.5)
注 意	36	36 ( 0.0)	26 (▲27.8)	49 ( 88.5)	75( 53.1)
打 切 り	10	3 (▲70.0)	8 ( 166.7)	5 (▲37.5)	10( 100.0)
対象事業者数	1,055	647 (▲38.7)	955 ( 47.6)	861 (▲9.8)	462(▲46.3)
法的措置	938	608 (▲35.2)	928 ( 52.6)	805 (▲13.3)	405(▲49.7)
警 告	117	39 (▲66.7)	27 (▲30.8)	56 ( 107.4)	57( 1.8)

(注) 1. ( )内は対前年度増加率(%)であり、▲はマイナスであることを示している。

2. 「法的措置」とは、勧告及び勧告を行っていない課徴金納付命令をいう。

3. 「(審判開始決定)」の件数は、法的措置が採られた事件であって、審判手続が開始されたものの件数を指している。

(イ) 事件処理の違反行為類型別内訳(小売業に係る不当廉売事件で迅速処理により注意したものを除く。)

平成15年度に処理した事件(123件)について違反行為類型別にみると、不公正な取引方法に係る事件が76件で最も多く、その事件処理件数に占める割合が61.8%となっている。次いでカルテル等に係る事件の24件となっている。さらに、カルテル等に係る事件のうち、入札談合が19件と最も多い。

表4

(単位：件、%)

内容	11年度		12年度		13年度		14年度		15年度		
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	
私 的 独 占	2	2.2	2	2.7	2	2.3	2	1.9	3	2.4	
カル テル 等	価格カルテル(注1)	22	23.6	10	13.5	8	9.2	10	9.3	4	3.3
	入札談合	26	28.0	14	18.9	37	42.5	35	32.4	19	15.4
	その他のカルテル(注2)	3	3.2	1	1.4	2	2.3	5	4.6	1	0.8
小 計	51	54.8	25	33.8	47	54.0	50	46.3	24	19.5	
不公正な取引方法(注3)	23	24.7	39	52.7	26	29.9	44	40.7	76	61.8	
そ の 他(注4)	17	18.3	8	10.8	12	13.8	12	11.1	20	16.3	
合 計	93	100.0	74	100.0	87	100.0	108	100.0	123	100.0	

(注) 1. 価格カルテルとその他のカルテルが関係している事件は、価格カルテルに分類している。その他、複数の行為類型に係る事件は主たる行為に即して分類している。

2. 「その他のカルテル」とは数量、販路、顧客移動禁止、設備制限等のカルテルである。

3. 第8条第1項第5号に係る事件は、不公正な取引方法に分類している。

4. 「その他」とは、事業者団体による構成員の機能活動の制限等である。

(ウ) 法的措置の違反行為類型別内訳

平成15年度に法的措置を採った事件(25件)について違反行為類型別にみると、入札談合が14

件で最も多く、その法的措置件数に占める割合が56.0%となっている。次いで、不公正な取引方法に係る事件7件、価格カルテルに係る事件3件、私的独占に係る事件1件となっている。

過去5年間の件数についても、入札談合の件数は、各年度の法的措置件数の過半数を占めており、法的措置に占める入札談合件数の占める割合が多い傾向は平成15年度においても変わらないが、同年度においては、不公正な取引方法に係る事件が7件で、法的措置全体に占める割合が28%と多く、多様な事件審査を行っている結果が出ている。

表5

(単位：件，%)

内容	年度		11年度		12年度		13年度		14年度		15年度	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
私 的 独 占	1	3.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	4.0
カ ル テ ル 等	価格カルテル（注1）	1	3.7	1	5.6	3	7.9	2	5.4	3	12.0	
	入札談合	18	66.7	10	55.5	33	86.8	30	81.1	14	56.0	
	その他のカルテル（注2）	1	3.7	1	5.6	0	0.0	1	2.7	0	0.0	
	小 計	20	74.1	12	66.7	36	94.7	33	89.2	17	68.0	
不公正な取引方法（注3）	3	11.1	6	33.3	2	5.3	3	8.1	7	28.0		
そ の 他（注4）	3	11.1	0	0.0	0	0.0	1	2.7	0	0.0		
合 計	27	100.0	18	100.0	38	100.0	37	100.0	25	100.0		

(注) 1. 価格カルテルとその他のカルテルの双方に係る事件は、価格カルテルに分類している。その他、複数の行為類型に係る事件は主たる行為に即して分類している。

2. 「その他のカルテル」とは数量、販路、顧客移動禁止、設備制限等のカルテルである。

3. 第8条第1項第5号に係る事件は、不公正な取引方法に分類している。

4. 「その他」とは、事業者団体による構成員の機能活動の制限等である。

また、平成15年度に法的措置を採った25件のうち15件が9か月以内に処理されており、平均審査期間でみると約9か月と平成14年度の約10か月に比べ、約1か月短縮された。

(イ) 小売業に係る不当廉売事件の処理（注意）の状況

小売業に係る不当廉売事件については、規制改革が進展している中で独占禁止法違反行為の未然防止を図る観点から、平成12年から同13年にかけて酒類とガソリンの取引実態を踏まえた不当廉売等の規制に係る考え方を公表するとともに、可能な限り2か月以内で迅速に処理するよう努めている。平成15年度において同事件について注意した件数は、653件（前年度比35.2%減）であり、平成14年度に引き続き減少した。

表6

(単位：件)

年 度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
小売業に係る不当廉売申告件数	1,578	2,399 (52.0)	3,933 (63.9)	1,718 (▲56.3)	1,835 (6.8)
不当廉売事件における注意件数 (迅速処理によるもの)	672	1,044 (55.4)	2,624 (151.3)	1,007 (▲61.6)	653 (▲35.2)
申告件数に占める注意件数の割合	42.6	43.5	65.7	58.6	35.6

(注) ( ) 内は対前年度増加率 (%) であり、▲はマイナスであることを示している。

また、小売業に係る不当廉売事件に関する申告件数は前年度に引き続き減少している。これは、平成12年及び同13年に公表した不当廉売等の規制に係る考え方が浸透しただけでなく、公正取引委

員会の措置が一定程度の効果を有してきたことによるものと考えられる。

#### ウ 課徴金納付命令

平成15年度の課徴金納付命令額は38億6996万円、課徴金納付命令件数は延べ468件となっている。

なお、各年度の課徴金納付命令の総額は、同命令が、法的措置が採られてからおおむね半年から1年後に行われることが多いため、前年度の法的措置の件数や違反行為が行われた市場の規模等によって左右される。

表7

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
納付命令総額(百万円)	5,459	8,517 (56.0)	2,199 (▲74.2)	4,334(97.1)	3,870(▲10.7)
課徴金納付命令件数(件)	335	719 (114.6)	248 (▲65.5)	561(126.2)	468(▲16.6)
1件当たりの納付命令額(万円)	1,630	1,185 (▲27.3)	887 (▲25.1)	773(▲12.9)	827(7.0)

(注) 1. ( )内は対前年度増加率(%)であり、▲はマイナスであることを示している。

2. 課徴金の納付を命じる審決を含み、審判手続に移行したものを含まない。

#### エ 刑事告発

平成15年度においては、東京都発注の水道メーターに係る入札談合事件について、4社5名を刑事告発した(7月2日)。

刑事告発した4社5名については、東京高等裁判所において、平成16年3月26日、4月30日及び5月21日に判決があり、有罪判決が言い渡された。

表8

		11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
告発	告発件数(件)	1(1)	0	0	0	1
	対象事業者数(名)	11(20)	0	0	0	4(9)

(注) 1. 平成11年度の( )内の数字は、それぞれの年度に刑事告発を行った事件について追加告発を行ったものである。

2. 平成11年度及び15年度における対象事業者数欄の( )内は個人を含めた対象者数

#### オ 申告処理審理会の審理状況

公正取引委員会は、独占禁止法の運用について一層の透明性を確保するとともに、申告に対する適切な対応を確保するため、申告の処理に関する疑問、苦情その他の申出に対して再検討することを目的として、平成12年10月、公正取引委員会が指名する委員及び申告処理を行った者以外の事務総局幹部をもって構成する申告処理審理会を設置した。同審理会は、申告の処理に係る申出がなされた場合には、当該申出に係る申告の処理について、速やかに申告受付部局等から事情を聴取するなどして当該申出に理由があるかどうかを点検し、その結果について申出を行った者に連絡することとなっており、申告の処理を一層適正に行えるような仕組みとなっている。

平成15年度において、申告処理審理の申出はなかった。

#### (2) 入札談合・価格カルテルへの厳正な対処

平成15年度において入札談合に対して法的措置を採った件数は、14件と昨年度に比べ減少しているが、刑事告発を行った東京都発注の水道メーターに係る入札談合事件や東京都発注の下水道ポンプ設備工事に

係る入札談合事件など悪質な事件や大規模事業者による入札談合事件について処理している。

- ◎ ポンプ据付工事の建設業を営む14社が、東京都が一般競争入札、公募制指名競争入札又は希望制指名競争入札の方法により下水道局において発注する下水道ポンプ設備工事について、受注価格の低落防止を図るため、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた事件（平成16年3月30日 勧告、平成16年5月12日 14社に対し審判開始決定）

また、実効性のある事件審査を行う観点からは、市場構造が寡占的となっている事業分野等における独占禁止法違反行為について、迅速かつ厳正に対処することが重要である。

平成15年度においては、特定橋梁用ゴム支承の販売に係る価格カルテル事件、冷間圧延ステンレス鋼板の販売に係る価格カルテル事件、塩化ビニル樹脂向けモディファイヤーの販売に係る価格カルテル事件について勧告を行った。

- ◎ 橋梁用ゴム支承（注）の製造販売業者13社が、特定橋梁用ゴム支承について、共同して、可動・固定支承及びすべり支承については共通の算定方法を用いて算定した価格の70パーセント、また、免震支承については同算定方法を用いて算定した価格の80パーセントを目標とする価格で販売すること等を決定し、特定橋梁用ゴム支承の販売価格を維持していた事件（平成15年10月21日 勧告審決）

（注）ゴムを材質とする橋梁の上部（橋桁）と下部（橋脚）との接点に設置され、地震等における上部あるいは下部構造の振動を吸収し、振動や騒音を低減する働きをする装置

- ◎ 冷間圧延ステンレス鋼板の製造販売業者6社が、冷間圧延ステンレス鋼板の販売に関して、店売り取引（注1）及びひも付き取引販売（注2）で販売する冷間圧延ステンレス鋼板の販売価格の引上げについて現行販売価格から引き上げること等を決定していた事件（平成16年1月27日 勧告審決）

（注1）6社が取引先販売業者との間で販売価格等を交渉して販売する方法

（注2）6社が各需要者との間で仕様等の条件及び価格を交渉して販売する方法

- ◎ 塩化ビニル樹脂向けモディファイヤー（注）の製造販売業者である三菱レイヨン株式会社及び鐘淵化学工業株式会社が、呉羽化学工業株式会社とともに、塩化ビニル樹脂向けモディファイヤーについての販売価格をそれぞれ引き上げること等を決定していた事件（平成15年12月11日 勧告、平成16年2月2日 2社に対し審判開始決定）

（注）各種合成樹脂に少量添加することにより、それぞれの樹脂の持つ化学的・物理的性質を損なうことなく、衝撃強度、耐候性、加工性を改良し、製品物性・外観・生産性を向上させるために用いられる改良剤。

### (3) IT・公益事業分野、知的財産権分野への積極的対応

迅速かつ重点的な取組が求められるIT・公益事業分野や知的財産権分野における独占禁止法違反事件については、タスクフォースを設置し、事件処理を行ってきているところ、その活動状況は以下のとおりである。

#### ア IT・公益事業分野

IT・公益事業タスクフォースが処理した事件としては、携帯電話機の販売に係る拘束条件付取引、インターネット接続サービスの1つであるFTTHサービスの提供に係る私的独占事件等について、勧告等を行った。

また、同分野における事件については、原則として3か月以内との目標処理期間を設定しているところ、

平成15年度において措置を採った3件（警告事案を含む）のうち、3か月以内で処理を行った事件はないものの、2件が5月以内に処理され、平均処理期間は5.9か月であった。

- ◎ 東日本電信電話株式会社が販売するFTTHサービス（注）の提供について、分岐方式による接続料金及びユーザー料金を設定しながら同サービスの提供に当たり光ファイバ1芯を1ユーザーに使用させることで、自社の加入者光ファイバに接続してFTTHサービスを販売する他の電気通信事業者の新規参入を妨害することにより、戸建て住宅向けFTTHサービス市場の競争を制限した行為に関して東日本電信電話株式会社に対して勧告を行った事件（平成15年12月4日 勧告、平成16年1月15日 同社に対し審判開始決定）

（注）NTT局舎等の光ファイバ収容拠点からユーザー宅までの加入者回線に光ファイバを用いた常時接続：定額制のインターネットサービス

#### イ 知的財産権分野

知的財産タスクフォースが処理した事件としては、映画の上映権・頒布権、楽曲の著作権など知的財産権の権利行使の範囲を超えた行為等について、勧告等を行った。

- ◎ トエンティース センチュリー フォックス ジャパン、インコーポレーテッドが、トエンティース センチュリー フォックス インターナショナル コーポレーションから配給を受けた映画作品を日本国内において上映する事業者に配給するに当たり、上映する事業者との間で締結している「上映契約（基本契約）」と題する契約及び「上映契約付属書」と題する契約に基づき、上映する事業者が映画を鑑賞させる対価として入場者から徴収する入場料の具体的な金額を定め、入場料の割引の実施の可否を決定するなどして、入場料を制限していた事件（平成15年11月25日 勧告審決）
- ◎ 株式会社第一興商が、日本クラウン株式会社及び株式会社徳間ジャパンコミュニケーションズの管理楽曲について、これら2社をして、株式会社エクシングに対し、その使用の許諾を行わせないようにしていた上で、エクシングの通信カラオケ機器ではこれらの管理楽曲を使用させないようにする旨、取引先卸売業者及び遊興飲食店等のユーザーに告知していた事件（平成15年10月31日 勧告、平成15年12月5日 同社に対し審判開始決定）
- ◎ コナミ株式会社が、社団法人日本野球機構が管理するプロ野球12球団の球団名、選手名、球団マーク等に係る知的財産権について、同機構との間で、平成12年4月1日から3年間を期間として、プロ野球ゲームソフトへの独占的使用許諾契約を締結し、その際、本件知的財産権を特段の合理的理由がない限り、コナミ株式会社以外の家庭用ゲームソフトメーカーに再許諾することとしていたにもかかわらず、ソフトメーカーとの再許諾契約に関し、一部のソフトメーカーとの再許諾契約の締結を遅延させ、又は、いわゆる肖像権問題を理由として再許諾契約の締結の申請を受け付けないことによって、これら一部のソフトメーカーによるプロ野球ゲームソフトの新製品の発売を遅延させ、又は断念させた疑いのある行為が認められた事件（平成15年4月22日 警告）

#### (4) 不公正取引事件への対応

##### ア 参入阻害・競争者排除事件

独占禁止法の目的たる公正かつ自由な競争の確保のためには、新規参入等の競争環境の確保が不可欠であるところ、平成15年度においては、輸入販売業者の参入を妨害していた事件等について、勧告を行った。

◎ ヨネックス株式会社が、自社の製造販売するバトミントン用水鳥シャトルの取引に当たり、取引先小売業者に対し、輸入販売業者が販売する水鳥シャトルに対抗するために発売した商品を供給しない旨示唆して、輸入販売業者の水鳥シャトルを取り扱わないようさせるなどして、輸入業者とその取引の相手方との取引を妨げていた事件（平成15年11月27日 勧告審決）。

◎ 東急パーキングシステムズ株式会社が、東急車輛製造株式会社製の機械式駐車装置の保守業を営む他の独立系保守業者と同駐車装置の管理業者等との保守契約の締結及び維持並びに保守業務の円滑な遂行を妨げていた事件（平成16年4月12日 勧告審決）。

#### イ 優越的地位の濫用行為、不当廉売等

規制緩和後の市場における競争秩序の確保を図る観点から、中小事業者等に不当に不利益をもたらす不公正な取引方法に対する厳正・迅速な処理に努めている。

##### (7) 優越的地位の濫用行為

平成15年度においては、納入業者に対する優越的地位の濫用行為に関して大規模小売事業者2名に対して勧告を行った。

また、消費税の総額表示方式の実施に伴う優越的地位の濫用行為について、具体的な端緒に接した場合には速やかに事件審査に着手することとし、平成15年度において、消費税額相当分の値引要請行為等について5件の注意を行った。

##### (4) 不当廉売等

平成15年度においては、家庭用電気製品及びガソリンの不当廉売行為、酒類販売の販売促進費に関する差別的取扱行為について、警告を行った。

なお、前述のように、酒類及びガソリンに係る不当廉売の申告については、当該申告を受け付けた日から原則として2か月以内に処理を行うことを目標としているところ、平成15年度における警告又は注意事項のうち、2か月以内に処理されたのは4割弱であり、平成14年度を下回った。

#### (5) 公共調達分野におけるダンピング受注問題への対応

##### ア 公正取引委員会の取組

公正取引委員会では、国や都道府県等が発注する建設工事等に係る入札において、発注者の定める予定価格を大きく下回る価格で応札し、落札する事例が全国的に生じているとの実態等を踏まえ、建設工事関係に関しては、平成15年11月以降、国土交通省及び各都道府県に対し、低入札価格調査制度に基づく調査の対象となった公共建設工事等について情報提供を依頼した。また、設計コンサルタント業務等に関しては、落札価格が著しく低かった複数の事案について、発注者、落札業者及び相指名業者から事情聴取を行うなどの実態把握を行った。

その結果、建設工事については、約700件の情報の提供を受けたところ、このうち、比較的早い時期に提供を受けた情報に基づき、所要の調査を行った結果、平成16年4月、長野県所在の建設業者1社について不当廉売に該当するおそれのある行為が認められたため、今後このような行為を行わないよう警告を行った（残る情報についても、引き続き調査を行っているところである。）。

また、設計コンサルタント業務等についても、平成16年4月、設計コンサルタント業者1社について、不当廉売に該当するおそれのある行為が認められたため、今後このような行為を行わないよう警告を行っ

た。

#### イ 発注者への要望等

公共調達分野におけるダンピング受注の問題については、公正取引委員会における取組とともに、低入札価格調査制度の活用等発注者による適切な取組が必要である。

しかしながら、上記の設計コンサルタント業務等に係る入札についての実態調査の結果、平成13年3月及び同14年3月に会計法令が改正され、請負契約一般につき低入札価格調査を行うことが可能となっている（従前は「工事又は製造の請負」のみ）にもかかわらず、同調査が実施されていないとの実態がみられた。

このため、公正取引委員会は、本件調査対象となった入札の発注者に対し、著しい安値入札が行われることのないよう、同制度の活用を要望した。

今後、低入札価格調査制度等の活用について、「公共入札に関する公正取引委員会との連絡担当官会議」などの発注機関との会議等を通じて周知徹底を図っていくこととしている。

### 11. 事件処理状況に対する評価

以上の事件処理状況についての評価は、以下のとおりである。

なお、個別の事件は、それに関する情報の量、事実関係の複雑さ、関係人の多寡、協力の程度等において異なるため、単に定量的な観点のみから事件処理の状況について評価を行うことは適当ではないが、以下では、できる限り定量的な観点から評価を行うよう努めた。

#### (1) 必要性

構造改革を実現するために競争政策の強力な実施が求められているところであり、特に、独占禁止法違反行為に対する厳正な対処が必要とされている。

これまで規制改革推進3か年計画等においても、多分野にわたる独占禁止法の厳正な運用の必要性についての指摘等がなされているところであり、本年3月に閣議決定された規制改革・民間開放推進3か年計画等においても公正取引委員会の審査体制・機能を強化することによる独占禁止法の運用の強化についての措置などが盛り込まれている。

#### (参考)

##### ○ 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）

##### 1 独占禁止法のエンフォースメントの見直し・強化等

##### (1) 措置体系の見直し等【平成16年中に法案提出、一部逐次実施】

「公正取引委員会は、標記についてこれまで検討を行ってきたところであり、平成15年10月には、同委員会の研究会の報告書として、刑事告発手続の見直し、課徴金算定率の引上げ・適用対象の拡大、課徴金減免プログラムの導入等について結論を取りまとめたところである。

近年における独占禁止法の重要性の増大にかんがみ、そのエンフォースメントを抜本的に強化して競争秩序の維持を図る観点から、これらのエンフォースメント強化策の早急な実現を図る。

なお、独占・寡占の弊害は参入が困難な場合には特に大きいことから、参入を阻止又は妨害する行為（以下「参入阻止行為」という。）に対しては、公正性を確保しつつも、できる限り迅速、効果的な対応を行うことにより競争を確保することが有効・妥当であると考えられる。このため、独占

的、寡占的な市場における参入阻止行為に迅速、効果的に対応できるよう適切な方策を講ずるとともに、事業者に混乱が生じることのないよう、事業所管官庁と公正取引委員会が、それぞれの事業法による政策と独占禁止法に基づく政策との整合性を十分勘案しながら、密接な連絡調整を図る。

さらに、事業法分野によっては、事業所管官庁が競争促進措置を講ずるに当たって、より専門的な見地や、より公平・中立的な立場からの市場監視を実効的に行い得る厳正中立な体制の構築・強化を検討する。

## 2 公正取引委員会における審査機能・体制の見直し・強化【平成16年度中に措置】

総合規制改革会議は、これまで、独占禁止法違反事件に関する審査機能・体制について、民間等の外部人材の受入れ、職員の抜本的な増強、標準的な審査期間の目標の設定・公表や客観的な評価の実施等、その見直し・強化及び透明性の確保を図るよう提言しており、また、企業結合に関する審査機能・体制についても、同様に、外部人材の受入れや審査人員の増加、標準的な審査期間の目標や明確な審査基準の策定・公表、事前相談手続の透明化等を提言してきたところである。

公正取引委員会は、昨年度以来、これらの提言の内容の一部は実施しているが、今後も更なる推進を図る。

### ○ 規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日 閣議決定）

「公正取引委員会の審査体制等の充実を含め、独占禁止法の執行力の強化を図り、価格カルテル・入札談合等の同法違反行為に対して、告発を含め厳正かつ積極的に対処する。」

「規制改革後の市場の公正な競争秩序を確保するため、中小事業者等に対する不当な不利益を与える不当廉売、優越的地位の濫用等の不公正な取引方法に対し、厳正かつ積極的に対処する。取り分け不当廉売事案については、関係省庁から人員の派遣を受けるなどして、①申告のあった事案に対しては、可能な限り迅速に処理することとし、②大規模な事業者による不当廉売事案又は繰り返し行われている不当廉売事案で、周辺の販売業者に対する影響が大きいと考えられるものについては、周辺の販売業者の事業活動への影響等について個別に調査を行い、問題のみられる事案については厳正に対処するとともに、③必要に応じ、その後の価格動向のフォローアップを行う。」

### ○ e-Japan重点計画2004（平成16年6月15日 IT戦略本部）

「IT分野及びITを利用した事業活動に係る競争を阻害するような独占禁止法違反事件に迅速・的確に対処すべく、2004年度も引き続き、公正取引委員会の一層の体制強化、機能の充実について、必要な措置を講ずる。」

### ○ 知的財産推進計画2004（平成16年5月27日 知的財産戦略本部）

「コンテンツ業界における独占禁止法違反を迅速に発見するため、必要な審査専門官の確保など知的財産タスクフォース（知的財産の専門チーム）の体制を整備することにより、公正取引委員会の調査・情報収集活動の強化を図る。」

## (2) 有効性

違反行為に対する措置は、競争制限をもたらす行為を発見し、これを直接的に排除するものであり、公正かつ自由な競争を維持・促進するものである。違反行為に対する措置について、その効果を定量的に評価することは困難であるが、個別の違反行為が是正される効果と摘発のアナウンスによる市場への抑止効果が認められる。

違反行為に対する措置が、厳正・迅速に行われたかどうかとの観点から評価を行えば、次のとおりであり、前年度に比べ、社会的ニーズのある事案について、厳正に対処しているかどうかの点については、向上していると認められる。この点については、別途、個別事例を用いた評価を行う予定にしている。

ア 平成15年度の法的措置件数の内訳（表5参照）を見ると、価格カルテルに係る事件3件、私的独占事件が1件、不公正な取引方法に係る事件が7件と多様な事件審査を行ったものの、入札談合の件数が前年度に比べ16件減少しており、この入札談合の処理件数の減少が全体の処理件数の減少につながっている。入札談合の件数が減少した理由としては、4年ぶりに刑事告発を行った東京都発注の水道メーターの入札談合事件や東京都発注の下水道ポンプ設備工事に係る入札談合事件など悪質な事件や大規模事業者による入札談合事件を処理するために、多くの人員が投入されたことが挙げられる。このように、入札談合事件の処理件数は減少したものの、多数の人員を必要とする悪質な事件や大規模事業者による入札談合事件に積極的に取り組んでおり、厳正な措置を講ずるとの観点からみれば、昨年比べても全く遜色のないものとなっている。

また、ステンレス鋼板の価格カルテル事件など大規模事業者等による違反行為、あるいは寡占的な産業構造となっている事業分野における違反行為についても厳正に対処しており、特に、大規模事業者による違反行為に関しては、その法的措置の内容として、今後同様の行為を行わないことを命じているほか、各社間で販売価格の改定に関する情報交換を行わないこと、営業担当者に対する独占禁止法に関する研修、法務担当者等による定期的な監査等を行うための必要な措置を講じること等を併せて命じることとし、違反行為の再発防止等の対応も見据えた法的措置の内容の充実にも努めている。

イ また、IT・公益事業分野、知的財産権分野に関しては、その市場における競争環境の変化が激しく、公正取引委員会が行う事件処理がその後の当該市場の発展に大きなインパクトを有することを踏まえれば、当該分野における違反行為に対して、迅速かつ積極的に対処することが不可欠である。

平成15年度においては、前記10(4)のとおり、インターネット接続サービスに係る私的独占事件をはじめとして4件の法的措置及び2件の警告を行っており、これは、昨年度の警告等2件に比べて、措置件数及び内容の向上が認められる。

ウ 優越的地位の濫用行為や不当廉売など、中小事業者に不当な不利益を与える不公正な取引方法についても、平成15年度においては従来の迅速処理だけでなく、厳正な処理にも努めているところであり、優越的地位の濫用行為については、平成10年に1件の法的措置を講じて以降、法的措置事案がなかったが、平成15年度においては、2件の法的措置を講じたほか、消費税の総額表示方式の実施に伴う優越的地位の濫用行為については、平成16年4月1日の消費税法の施行前の処理を行うべく、迅速着手に努めた。

また、不当廉売等についても、注意による迅速処理に努めたほか、家庭用電気製品、ガソリンにおける販売の不当廉売について合計3件の警告と、酒類販売に係る差別的取扱について、ビールメーカーに対し警告を行う等厳正な対処にも努めた。

エ 平成15年度においては、社会的ニーズに的確に対応した事件処理との観点から、頻発する公共調達におけるダンピング受注問題について積極的に対処することとし、前記10(5)のとおり、公正取引委員会による独自の情報収集のほか、国土交通省及び各都道府県に対し情報提供を依頼する等大規模な調査を実施し、早期に着手した一部の事案については処理を行っている（平成16年度においても引き続き

調査を実施)。

また、前記10(5)イのとおり、本調査の結果、ダンピング受注に関しては、受注者の行為だけでなく、発注者の入札制度の運用上における問題も見受けられたことから、発注者等に対し、問題点の指摘等も行っている。

### (3) 効率性

#### ア 処理期間

効率的かつ実効性のある審査を行うためには、事件処理を迅速に行うことが重要であり、特に迅速な処理が求められるIT・公益事業分野における事件については、原則として3か月以内での処理に努めているほか、それ以外の事件についてもこれまで以上に迅速な処理に努めることとしている。

平均審査期間をみると、平成15年度の全法的措置を採った事件の平均審査期間は約9か月で、平成14年度の約10か月に比べ、約1か月短縮され、一定の成果が出ているが、引き続き、一層の迅速化が必要であり、IT・公益事業分野における事件についても、5.9か月を要しており、今後、一層の迅速化が必要である。

酒類及びガソリンに係る不当廉売事案処理については、処理期間は前年度よりも長くなっており、これは、相手方事業者の協力が得られ難くなっていることが背景にあるものの、今後、一層の迅速化が必要であり、併せて法的措置を含め厳正な対応に努める必要がある。

#### イ 申告情報の事件処理化の促進

近年の違反事件においては違反に係る情報の隠匿が巧妙化するなど違反行為の発見（端緒処理）や事件処理が困難になってきていることから、申告件数に対する事件処理件数の比率については、平成13年度までは低下傾向にあった。このため、平成14年度以降、端緒処理に携わる人員を増加させるとともに、断片的な情報から違反行為の存在を推認できるよう端緒処理能力の向上に努めることにより、申告された情報の中に事件として処理することが可能な事案が埋没することのないよう適切な端緒処理を行うよう努めてきた。

平成15年度においては、20%を超える比率となっており、13年度以降、増員等による一定の成果がでているものと認められる。

なお、IT・公益事業分野及び知的財産分野については、タスクフォースを一層活用し、これまで以上に積極的に事件として採り上げるべき事件の発掘に努める必要がある。

表9

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
申告件数（件）	574	479	770	572	560
事件処理件数（件）	93	74	87	108	123
比率（%）	16.2	15.4	11.3	18.9	22.0

#### ウ 違反行為に対する措置の効率性

違反行為に対する措置の効率性を把握するため、ここでは事件処理にどの程度の人員・時間が投入されたかを検証した。一般的に、より重大な事件（ここでは法的措置に係る事件）に比較的多くの人員を投入するのが効率的であると考えられる。すなわち、警告、注意等に係る事件に投入された人員・時間が法的措置（勧告）に係る事件（以下「勧告事件」という。）に投入された人員・時間に比べて大きければ、警告、注意等に係る事件の処理が効率的ではなかったと考えられる。

(注) 本来、政策の効率性は、政策による効果と当該政策に要する費用等との関係によって評価するものであるが、上記(2)で述べたとおり、措置の効果のすべてを厳密に数量的・実証的に把握することは困難である。このため、上記のような方法を用いて、措置の効率性を検討することとしたものである。

措置別（法的措置（勧告）、警告、注意）に事件処理に投入された人員・時間及び打切りとなった事件に投入された人員・時間の平均値を比較した場合、勧告1件当たり投入された時間を100とすると、警告に係る事件1件当たり投入された人員・時間は勧告事件の約55（前年度約56）、注意に係る事件1件当たり投入された人員・時間は同じく約14（同約23）、打切りとなった事件1件当たり投入された人員・時間は同じく約25（同約45）となっている。

これらの事件については、職員が複数の事件等の処理をしつつ担当しているため、これに投入された人員・時間は本来処理できる期間より過大になっていると考えられる。他方、このことは、昨年度と比較して改善されているものの、特に注意事件の処理期間が不必要に長くなっている可能性があることを示しており、注意が、違反行為につながるおそれのある行為が認められた場合に、簡易・迅速な方法により競争への悪影響を防ぐために行われるものであることを踏まえると、その本来の趣旨に照らした迅速な対応が行われていないおそれがある。今後、事件担当部署の審査長等が担当事件処理の繁閑を見極めながら、リソースの効率的な配分に努め、注意本来の趣旨に沿った迅速な事件処理に配慮する必要があると考えられる。

また、打切り事件については、様々な審査の結果、違反行為がないものとして事件の継続が打ち切られるものであるため、ある程度の業務量を要するという点には合理性があると思われるものの、限られた人員の効率的な配分という観点からは、ある程度の証拠収集や供述調書が得られた段階で、事件の処理方針とそのためのリソースの配分について審査局内で十分に議論を行うことが必要となってくる。

#### (4) 今後の課題

公正取引委員会の審査部門の定員数は年々増加し、平成15年度においても前年度並に増員されたところであるが、我が国経済社会の構造改革が進められ、独占禁止法違反行為に対する厳正な対処を中心とする競争政策の重要性が高まっている中で、社会的ニーズに的確にこたえ、積極的かつ迅速に違反行為を排除し、公正かつ自由な競争を維持・促進するためには、依然として審査部門のマンパワーは十分とは言えないこともあり、処理期間の短縮、申告情報の事件処理化の促進といった点が課題として残されていると考えられる。

複雑かつ巧妙化する独占禁止法違反事件の処理を的確に行うためには、より多くの人員を投入して立入検査・事情聴取等を行う必要があること、数多くの情報を分析して違反行為の発見に結び付けていくためには、端緒処理部門の強化が不可欠であること、また、数多く寄せられる小売業における不当廉売に係る申告に適切かつ迅速に対応するには、公正取引委員会の地方事務所を中心とした審査体制の整備・充実が望まれることなどを踏まえ、公正取引委員会の審査部門全体にわたる体制の整備を今後も引き続き検討していく必要があると考えられる。

# 評 価 書

平成16年7月28日

1. 評価対象施策等 公正かつ自由な競争のルールの厳正な運用 －平成15年度における企業結合に関する措置（実績評価）－	
2. 担当部局 経済取引局企業結合課	
3. 施策等の目的・目標 一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の実施を防止することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進する。	
4. 施策等の具体的な内容 一定規模以上の企業結合行為（株式保有、合併、営業譲渡等）について、提出された報告や届出、事前相談等に基づいて当該企業結合について審査を行い、競争を実質的に制限することとなる企業結合の実施を防止する。また、企業結合審査の迅速性及び透明性を高めるため、主要な企業結合事例の公表等を行う。	
5. 達成目標及び目標達成時期 公正取引委員会は、企業結合に係る独占禁止法違反行為が認められればこれを排除するため、厳正・迅速な措置を採ることとしており、この措置についてあらかじめ数値的な達成目標等を設定することはできない。 なお、審査期間に関して、届出の対象となる合併等については、独占禁止法上、届出受理の日から30日を経過するまでの間に、当該合併等に対する勧告を行わなければならない旨などが規定されている。事業者が任意で行う事前相談についても、これを踏まえ、平成14年12月、「企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針（以下「事前相談に対する対応方針」という。）」を公表し、迅速性及び透明性をより一層高める観点から、①書面審査開始日（注）から原則として30日以内に、当事会社に対し、独占禁止法上問題がない旨又はさらに詳細な審査が必要な旨を通知する、②詳細審査に移行した場合、必要な資料がすべて提出された日から90日以内に、審査結果についてその理由も含め回答を行うこととしている。 (注) 書面審査とは、事前相談を行った当事会社から当該企業結合計画の具体的内容を示す資料が提出され開始する審査のことをいう。	
6. 評価対象期間 平成15年4月～平成16年3月	7. 評価実施時期 平成16年6月
8. 評価の観点 (1) 企業結合審査は、市場の競争環境を十分踏まえたものになっているか（必要性）。 (2) 企業結合審査は、公正かつ自由な競争を維持・促進する上で有効であったか（有効性）。 (3) 企業結合審査は、効率的に行われたか（効率性）。	
9. 評価を行う過程において使用した資料等 内部資料	

## 10. 平成15年度の処理状況について

### (1) 合併、分割、営業譲受け等の届出受理件数及び株式所有報告書の提出件数

平成15年度の合併、営業譲受け等の届出受理件数は、合併103件（対前年度比8%減）、分割21件（対前年度比±0%）、営業譲受け等175件（対前年度比11%減）であり、また、株式所有報告書提出件数は959件（対前年度比7%増）で、これらを合計した総件数は、1,258件（対前年度比2%増）であった。

(注) 1 合併・分割・営業譲受け等の届出は、いずれも一定規模を超える会社が当該行為を行う場合に義務付けられている（例えば、国内会社同士の合併については当事会社の中に総資産合計額が100億円を超える会社と総資産合計額が10億円を超える会社が含まれている場合）。

2 分割届出（共同新設分割及び吸収分割）の制度については、平成12年5月の独占禁止法改正により新設され、平成13年度から施行された。

表1：合併、分割、営業譲受け等の届出受理件数及び株式所有報告書の提出件数

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
合併届出件数	151(▲90.0%)	170( 12.6%)	127(▲25.3%)	112(▲11.8%)	103(▲ 8.0%)
分割届出件数	-	-	20( - )	21( 5.0%)	21( 0.0%)
営業譲受け等届出件数	179(▲84.8%)	213( 19.0%)	195(▲ 8.5%)	197( 1.0%)	175(▲11.2%)
株式所有報告書提出件数	1,029(▲86.3%)	804(▲21.9%)	898( 11.7%)	899( 0.1%)	959( 6.7%)
合計	1,359(▲86.7%)	1,187(▲12.7%)	1,240( 4.5%)	1,229(▲ 0.9%)	1,258( 2.4%)

(注) 1 ( ) は対前年度増加率(%)であり、▲はマイナスであることを示している。

2 平成10年の独占禁止法改正により、株式保有、合併・営業譲受け等の報告・届出対象範囲の大幅な縮減等が行われた。

### (2) 事前相談案件の処理に要した日数

重要な企業結合案件の多くは、当事会社の申し出により事前相談が行われている。平成15年度においては、63件の事前相談に対応した（途中で事前相談の申し出を取り下げたものを除く。）。

平成15年度中に回答した事前相談案件のうち、書面審査に要した日数（書面審査開始日から当事会社に対する回答までの期間で休日を含む。）は表2のとおりであり、平均処理日数は18.6日と、前年度に比し0.7日減少している。また、詳細審査に要した日数（詳細審査開始日から当事会社に対する回答までの期間で休日を含む。）は表3のとおりであり、平均処理日数は80.3日であった。

表2 事前相談案件の処理に要した日数ごとの件数（書面審査）

（単位：件）

年度 \ 事案処理日数	1～20日	21～30日	31～50日	51日～	合計件数	平均処理日数（日）
平成14年度	11	15	0	0	26	19.3
平成15年度	34	28	1	0	63	18.6

（注）1 平成14年度については、事前相談に対する対応方針公表後に書面審査を開始した案件。

2 事前相談を途中で打切った事案は含んでいない。

表3 事前相談案件の処理に要した日数ごとの件数（詳細審査）

（単位：件）

年度 \ 事案処理日数	1～50日	51～70日	71～90日	91日～	合計	平均処理日数（日）
平成14年度	—	—	—	—	—	—
平成15年度	0	1	2	1	4	80.3

（注）1 平成14年度については、事前相談に対する対応方針公表後に詳細審査を開始した案件はない。

2 詳細審査に至るまでの書面審査の期間は含んでいない。

3 平成15年度の90日を超えて審査した事案は、当事会社からの申し出により回答期限を延長したものの。

## 11. 処理状況に対する評価

上記10の処理状況についての評価は以下のとおりである。

企業結合審査に関しては、個別事案ごとに、審査が必要な一定の取引分野の数、事実関係の複雑さが異なるため、単に定量的な観点のみから処理の状況について評価を行うことは適当ではないが、以下ではできる限り定量的な観点から評価を行うよう努めた。

### (1) 必要性

複数の企業が、株式保有、合併等により一定程度又は完全に一体化して事業活動を行う関係（結合関係）が形成・維持・強化されることにより、市場構造が非競争的に変化する場合、価格の高止まりなど市場における競争に弊害をもたらすことから、独占禁止法は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を禁止している。企業結合審査は、このような独占禁止法の規定に基づき行われるものであり、公正かつ自由な競争の促進に必要不可欠である。

また、企業結合審査については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」（平成14年6月25日閣議決定）の「第2部経済活性化戦略、26つの戦略、30のアクションプログラム（3）経営力戦略」において、「環境変化や製造や製品の特性に応じて、企業再編、海外生産、ダウンサイジング等経営体制のあり方を変えていく必要がある。（中略）公正取引委員会は、グローバル競争の視点を踏まえて、企業結合審査を一層、迅速化し明確化する。」とされているほか、規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日）においても「審査の透明性を向上させるため、合

併等を認めたもの、認めなかったものうちできるだけ多くの案件について、事業者の秘密に関する部分を除き、支障のない限り、その理由を含め、公表内容のより一層の充実化を図る。」ことが求められているところである。

公正取引委員会としても、近時、大型の企業結合や国際的な事業統合が増大している状況等を踏まえ、これらの企業結合事案に迅速かつ的確に対処するとともに、審査の結果については、併等を認めたもの、認めなかったものについて、できるだけ多くの案件について、その理由を含め公表内容を一層充実させることに努めている。さらに、平成15年度に、企業結合ガイドラインの見直しに着手し、企業結合審査の対象となる企業結合の類型、一定の取引分野を画定するに当たっての判断基準、競争を実質的に制限することとなるか否かについての分析の枠組及び判断要素を明らかにした新しいガイドラインを平成16年5月に公表したところであり、今後とも企業結合審査の透明性を一層確保し、事業者の予測可能性を更に高めることが必要である。

## (2) 有効性

### ア 企業結合審査における問題点の指摘及び改善の状況

企業結合審査において、当該企業結合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるおそれがあると判断された場合、公正取引委員会において問題点を指摘し、当事会社が一定の適切な措置を講じることにより、その問題点を解消することができる場合がある。平成15年度においては、事前相談を含め5件の事案が、このように公正取引委員会において問題点を指摘し、当事会社が問題点を解消する措置を講じることにより、当該問題点が解消された事案である。

このような企業結合審査における問題点の指摘及び改善の状況は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止という観点から、企業結合審査の有効性を示す指標として評価できるものである。

### イ 主要な企業結合事例の公表内容の充実

主要な企業結合事例の公表は、企業結合審査の透明性を確保し、事業者の予測可能性を高める点において、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の実施を防止することを目的としており、公表内容の充実は、企業結合審査の有効性を示す指標として評価し得るものである。

この点について、公正取引委員会は、従来から、事前相談を受けた事案等のうち、企業結合を計画している事業者の参考に資すると思われる事案については、当該事案の概要等を個別に公表するとともに、毎年度に一回、個別に公表していない事案も含め当該年度の主要な企業結合事例を取りまとめ、「主要な企業結合事例」として公表し、企業結合審査に関する公正取引委員会の考え方を明らかにするよう努めてきた。

さらに、平成14年12月の事前相談に対する対応方針の公表後は、同方針に従い、併等を認めたもの、認めなかったものについて、その理由を含め結果についてより詳細に記述する（審査において考慮した事項を記載するだけでなく、それらが具体的にどのように競争に影響を及ぼすかまで記載）など公表内容の充実を図っており、企業結合を計画している事業者にとって、よ

り一層参考となるよう努めているところである。

なお、最近3年間における主要な企業結合事例の公表件数及び合計頁数をみると、表4のとおりとなっており、一事例当たりの平均頁数は、平成13年度と比べると平成14年度は約80%、15年度は約70%増加している。平成15年度は、平成14年度と比べると平均頁数は減少しているが、これは、平成14年度においては、当該企業結合計画に係る対象商品が多岐に渡り、その商品説明にかなりの頁数を要している事例が1件あることが主たる要因であると考えられる。ちなみに、当該事例を除くと、平成14年度の平均頁数は4.6頁となり、平成15年度は平均頁数5.7頁であるため、約1頁増加していることとなる。

頁数の増加が必ずしも企業結合審査の透明性の向上等に結び付くとは限らないが、頁数の増加は、企業結合審査における一定の取引分野の画定方法、当該企業結合計画に対する独占禁止法上の考え方等、事業者の予測可能性を高める上で有効な情報量の増加を示しているとの一定の評価が可能であり、その点においては、平成15年度の頁数の増加は、有効性という点において一定の評価をし得るものである。

実際に、公表内容については、上記のとおり、平成15年度は、事前相談に対する対応方針に従い、合併等を認めたもの、認めなかったものについて、その理由を含め結果についてより詳細に記述しており、質・量ともに公表内容を充実させているものと評価することができる。これら主要結合事例の公表の充実は、企業結合審査の透明性を確保し、事業者の予測可能性を高める点において、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の実施を防止することに寄与するものであると評価できる。

表4 公表事例の頁数別の件数

(単位：件)

年度 \ 頁数	1~3頁	4~6頁	7~10頁	11頁~	合計件数	平均頁数(頁)
平成13年度	10	3	0	1	14	3.3(100)
平成14年度	8	2	0	3	13	6.0(182)
平成15年度	4	3	3	1	11	5.7(173)

(注)平均頁数の( )内の数値は、平成13年度を100とした場合の平均頁数値である。

### (3) 効率性

企業結合審査の効率性を把握するため、書面審査及び詳細審査に要した日数を検証すると、書面審査については、表2に記載のとおり、書面審査の期間としている30日を超えて審査した事案は、平成15年度の1件のみであり、ほとんどすべての事前相談に対して、対応方針で示している期間以内に審査を終え、当事会社に対し回答を行っている。また、詳細審査については、表3に記載のとおり、詳細審査の期間としている90日の期間を超えて審査した事案が平成15年度に1件あるが、当該事案は当事会社からの申し出により回答期限を延長したものであり、延期した審査期間内には審査を終了している。

また、書面審査に要した日数の平均値は18.6日であり、書面審査の期間としている30日より

約11日早く処理しており、前年度の処理日数と比べても0.7日減少している。また、詳細審査に要した日数の平均値は、80.3日であり、詳細審査の期間としている90日より約10日早く処理しており、平均処理日数においても、書面審査、詳細審査のいずれについても、対応方針で示している審査期間内に審査を終えており、迅速かつ効率的に処理しているものと評価できる。なお、原則である30日を超えた事案も1件あり、この点については、審査手法に問題がなかったかについて検証して、今後の審査の改善につなげることが必要である。

また、書面審査の処理日数は詳細審査の約23%であり、詳細審査を行うに至らない事案については、より迅速かつ効率的に審査を行い、詳細な審査が必要とされる事案については、さらに時間をかけてより詳細に審査を行うなどメリハリのある効率的な時間配分がなされているものと評価できる。

#### (4) 今後の課題

近年、企業を取り巻く厳しい経営環境の中、産業再生や事業再構築のツールとして、大規模な企業結合が様々な形（合併、企業分割、事業統合等）で実施されるようになり、これら、ますます大型化・複雑化する企業結合事案の増大に対し、より一層迅速かつ的確に対処するために、職員の企業結合に関する審査能力・専門性を向上させることが必要である。そのために、公正取引委員会は、民間の専門家など積極的に外部人材を活用するほか、企業結合審査部門への人員の充実及び大型・複雑な案件への重点的な人員投入により、機能・体制の強化を図ることが必要である。

# 評 価 書

平成16年7月28日

1 評価対象施策等 公正かつ自由な競争のルールの厳正な運用 —平成15年度における下請法違反行為に対する措置（実績評価）—	
2 担当部局 経済取引局取引部下請取引調査室	
3 施策等の目的・目標 下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して厳正かつ積極的に対処し、これらを排除することにより、下請事業者の利益を保護し、もって公正かつ自由な競争を維持・促進する。	
4 施策等の具体的な内容 下請法に違反する疑いのある行為について所要の調査（実地調査、招致調査等）を行い、違反事実が認められた場合等には、その排除のために必要な措置（勧告（下請法第7条に基づく法的措置をいう。以下同じ。）及び警告）を講ずる。	
5 達成目標及び目標達成時期 公正取引委員会は、下請法違反行為が認められればこれを取りやめさせるため、厳正・迅速な措置を採ることとしており、この措置についてあらかじめ数値的な達成目標等を設定することはできない。 なお、公正取引委員会では、親事業者がその優越的地位を利用して下請事業者に不利益を与える行為に対して、下請法に基づいて厳正・迅速に対応することとしている。	
6 評価対象期間 平成15年4月～平成16年3月	7 評価実施時期 平成16年6月
8 評価の観点 (1) 事件処理は、国民のニーズや競争環境の変化に適切に対応したか（必要性）。 (2) 事件処理は、下請事業者の利益を保護し、公正かつ自由な競争を維持・促進する上で有効であったか（有効性）。 (3) 事件処理は、効率的に行われたか（効率性）。	
9 評価を行う過程において使用した資料等 ・ 内部資料 ・ 分析を委託したシンクタンクが実施したアンケート資料等	
10 平成15年度の事件処理状況について 公正取引委員会では、これまで製造業を中心に親事業者及びその下請事業者に対して、毎年定期的に書面調査を実施することにより、違反被疑行為の発見等に努めてきている。 定期調査票は、平成15年度においては、約18,000社の親事業者及び約110,000社の下請事業者へ送付している。 平成15年度の下請法の事件処理件数は、勧告8件（前年度比100%増）、警告1,357件（前年度比0.4%減）の計1,365件（前年度比0.1%減）であった。違反行為の類型別件数では、支払遅延が392件（前年度比27.7%増）と大幅に増加した。 違反事件のうち下請代金の支払遅延及び減額に係るものについては、遅延利息の支払又は減額分の返還等の現状回復措置を講じさせている。	

表1 事件処理件数

(単位：件)

年度	新規発生件数			処理件数				
	うち 書面調査	うち 申告	うち 措置請求	勧告	警告	不問	計	
11	1,161	1,135	26	0	3	1,101	66	1,170
12	1,206	1,153	52	1	6	1,134	50	1,190
13	1,367	1,308	59	0	3	1,311	44	1,358
14	1,427	1,357	70	0	4	1,362	60	1,426
15	1,409	1,341	67	1	8	1,357	71	1,436

(注) 1 新規発生件数のうち措置請求は、中小企業庁長官からの措置請求案件である。

2 新規発生件数と処理件数の差は、翌年度への繰越件数となる。

上記事件処理件数の行為類型別の内訳は下表のとおりである。

表2 下請法違反行為類型別件数

(単位：件)

項目 年度	手続規定違反			実体規定違反										合計
	3条 違反	5条 違反	小計	受領 拒否	支払 遅延	減額	返品	買い たたき	購入 強制	早期 決済	長期 手形	報復 措置	小計	
11	826	134	960	21 (3.0)	234 (33.9)	132 (19.1)	29 (4.2)	27 (3.9)	20 (2.9)	36 (5.2)	191 (27.7)	0 (0)	690 (100)	1,650
12	843	121	964	27 (3.6)	230 (31.0)	135 (18.2)	11 (1.5)	43 (5.8)	49 (6.6)	45 (6.1)	203 (27.3)	0 (0)	743 (100)	1,707
13	1,067	167	1,234	25 (2.6)	335 (35.1)	168 (17.6)	23 (2.4)	36 (3.8)	106 (11.1)	36 (3.8)	225 (23.6)	0 (0)	954 (100)	2,188
14	1,127	135	1,262	29 (3.3)	307 (35.1)	137 (15.7)	23 (2.6)	38 (4.3)	79 (9.0)	51 (5.8)	210 (24.0)	0 (0)	874 (100)	2,136
15	1,125	142	1,267	8 (0.9)	392 (44.7)	134 (15.3)	22 (2.5)	32 (3.7)	53 (6.1)	51 (5.8)	184 (21.0)	0 (0)	876 (100)	2,143

(注) 1 事件について2以上の違反行為等が行われている場合があるので、違反行為等の類型別件数の合計と表1の「勧告」及び「警告」の件数の合計とは必ずしも一致しない。

なお、( )内は、実体規定違反等の件数全体に占める割合である。四捨五入しているため、必ずしも合計100とはならない。

### 1.1 事件処理状況に対する評価

上記10の事件処理状況についての評価は、以下のとおりである。

事件処理状況については、できるだけ定量的評価を行った。

#### (1) 必要性

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）において、「生活者・消費者本位の経済社会システムの構築と経済の活性化を同時に実現する観点から、行政の各般の分

野について、民間開放その他規制の在り方の改革の積極的かつ抜本的な推進を図る」こととされ、その際には、「市場機能をより発揮するための競争政策の積極的展開」と連携を図るとされているところ、公正取引委員会においても、経済活性化の一翼を担う中小企業政策を競争政策と一体のものとして積極的に取り組む必要があるとの認識の下、親事業者による下請事業者に対する不当な不利益を与える優越的地位の濫用行為を規制し、市場機能をより発揮させ市場の公正かつ自由な競争秩序を確保する必要がある。

また、下請取引の性格上、下請法違反行為が行われても下請事業者からの自発的な申告が期待しにくいことから、定期書面調査の方法により個々の下請取引に対して網羅的な調査を行い、下請法違反の疑いがある場合には、個別に実地調査等を行い違反行為に対して勧告等の措置を講じることにより、親事業者の優越的地位の濫用行為を排除していく必要がある。

特に、現在の厳しい経済環境の下では、親事業者の下請事業者に対する不当な締めつけ、しわ寄せ等の行為が依然行われており、引き続き、公正かつ自由な競争を確保する観点から、下請法違反行為に対して、下請法に基づいて積極的かつ厳正・迅速に対処することが必要不可欠である。

## (2) 有効性

違反事件処理は、親事業者による下請法違反行為（優越的地位の濫用行為）が認められれば、これを排除することにより、下請事業者の利益を保護し、公正かつ自由な競争を維持・促進するものである。しかし、違反行為に対する措置が下請事業者の利益保護及び公正かつ自由な競争の維持・促進に具体的にどのような影響を与えたかについて、直接に数量的・実証的に把握することは困難である。

このため、①違反事件に対する厳正な処理、②下請事業者の下請法の認知状況及び措置を受けた親事業者の下請事業者に対する行為の改善状況によって、違反行為に対する措置の有効性を評価した。

### ア 違反行為に対する厳正な対処

#### (ア) 事件処理状況

違反事件に対する厳正な対応は、その効果の定量的な評価は困難であるが、個別の違反行為が是正される効果と、摘発のアナウンスにより市場への抑止効果が認められる。

表1、2のとおり、違反事件処理件数は平成11年度から平成15年度は増加傾向である。特に平成15年度は、勧告件数が前年度の2倍（8件）となっており、これは過去20年間でみると最も多い件数となっていることから、当委員会が下請法違反事件に対し厳正かつ積極的に対処してきた現われと評価することができる。今後とも、下請法違反行為に対する厳正な対処という観点から、引き続き、積極的に法的措置を採っていく必要がある。

また、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての申告が期待できないことから、下請事業者に対する定期的な書面調査から得られる情報が違反の発見に重要な役割を果たすことから、今後、違反行為に厳正に対処するためには、書面調査票をオンラインで提出しやすいような環境を整備するなど（現在は、書面調査の回答のうち2.2%程度がオンラインで提出）、下請事業者の書面調査への協力を促していく必要がある。

(イ) 是正措置状況

下請代金の支払遅延事件においては、親事業者に対し遅延利息を支払うよう指導しており、平成15年度には、親事業者42社（前年度16社）が下請事業者508社（前年度327社）に総額1億2409万円（前年度651万円）の遅延利息を支払った。

また、下請代金の減額事件においては、親事業者に対し減額分の返還による現状回復措置を講じさせており、平成15年度においては、親事業者46社（前年度44社）が下請事業者559社（前年度362社）に対して、総額5億1902万円（前年度2億2108万円）を返還した。

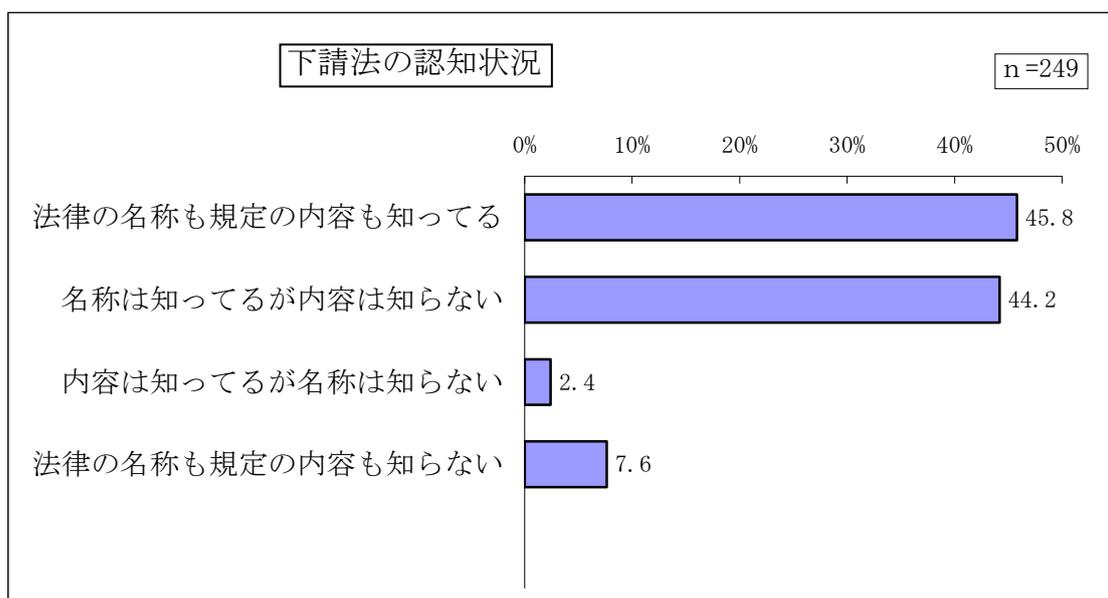
イ 下請事業者の下請法に対する認知状況

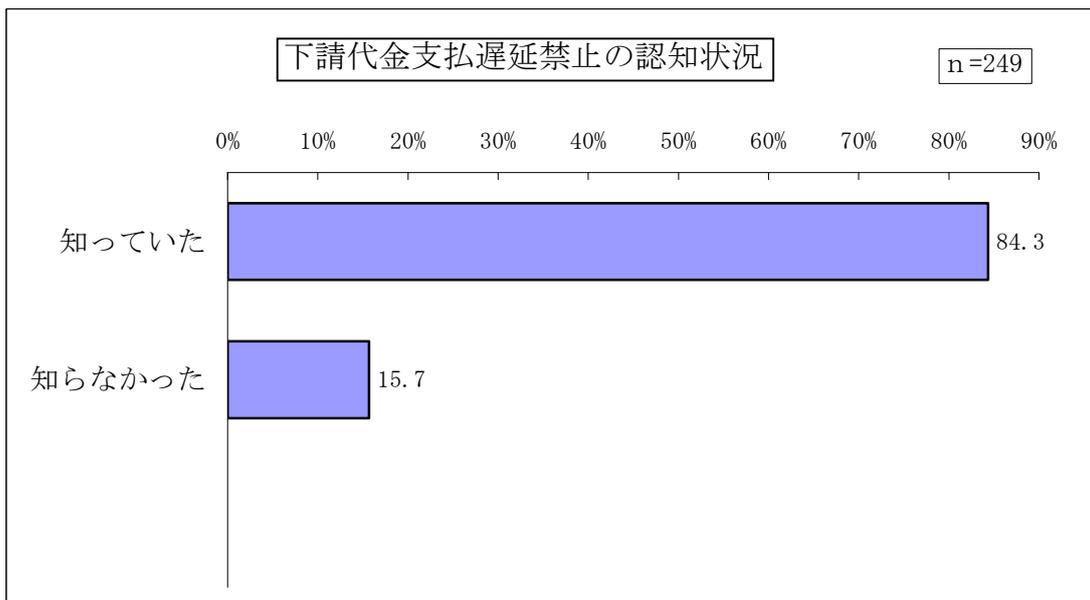
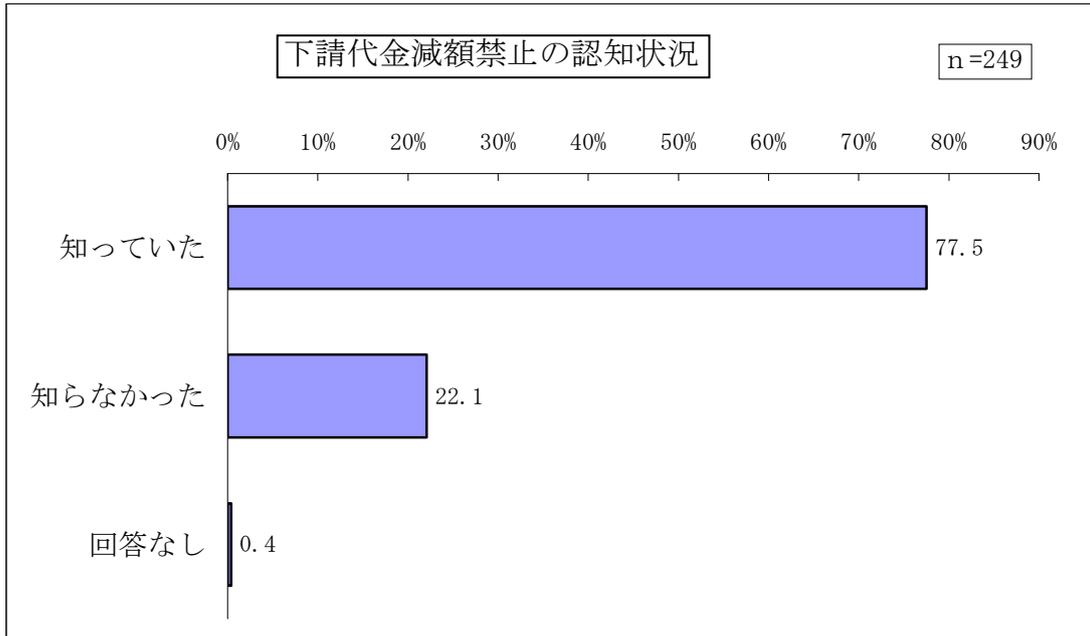
平成15年度に勧告又は警告を行った主要事件中、「下請代金の減額」又は「下請代金の支払遅延」を行っていた親事業者から減額分の返還又は遅延利息の支払を受けたと思われる下請事業者に対し、「下請法についての認知状況」、「公正取引委員会による親事業者への指導についての認知状況」、「公正取引委員会による指導後の親事業者の行為の変化」について評価アンケート調査（調査対象 下請事業者540社 回答数249社）を行った。

(ア) 下請法の認知度について

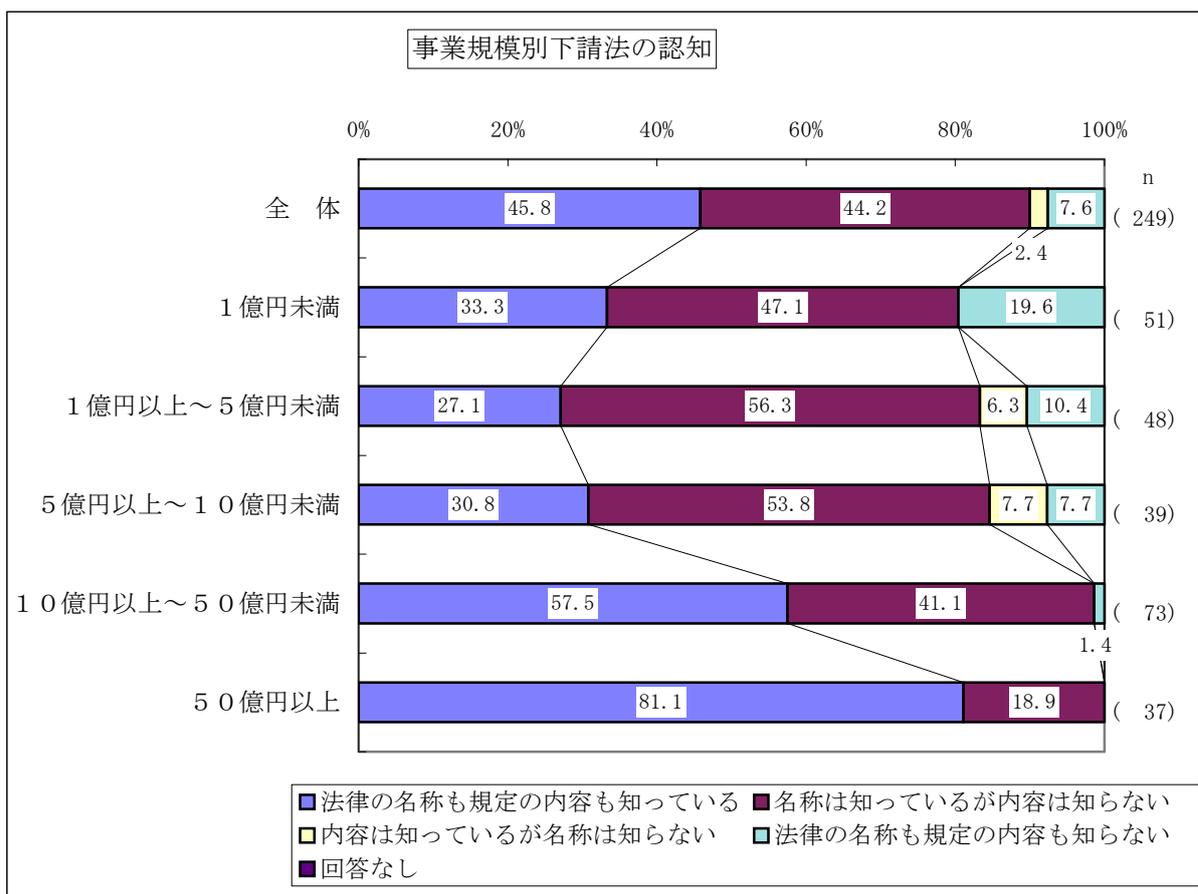
- a 下請法の認知度については、法律の名称も規定の内容も知っている下請事業者が45.8%を占め、名称は知っているが内容は知らない下請事業者を加えると90%となりほとんどの下請事業者が下請法の存在を知っていることがうかがえる。

なお、下請代金の減額及び下請代金の支払遅延行為が禁止されていることを知っている下請事業者は約80%を占めていることを考えれば、名称は知っているが内容は知らないと回答した下請事業者の中でも相当部分がある程度下請法の内容について知っていることがうかがえる。



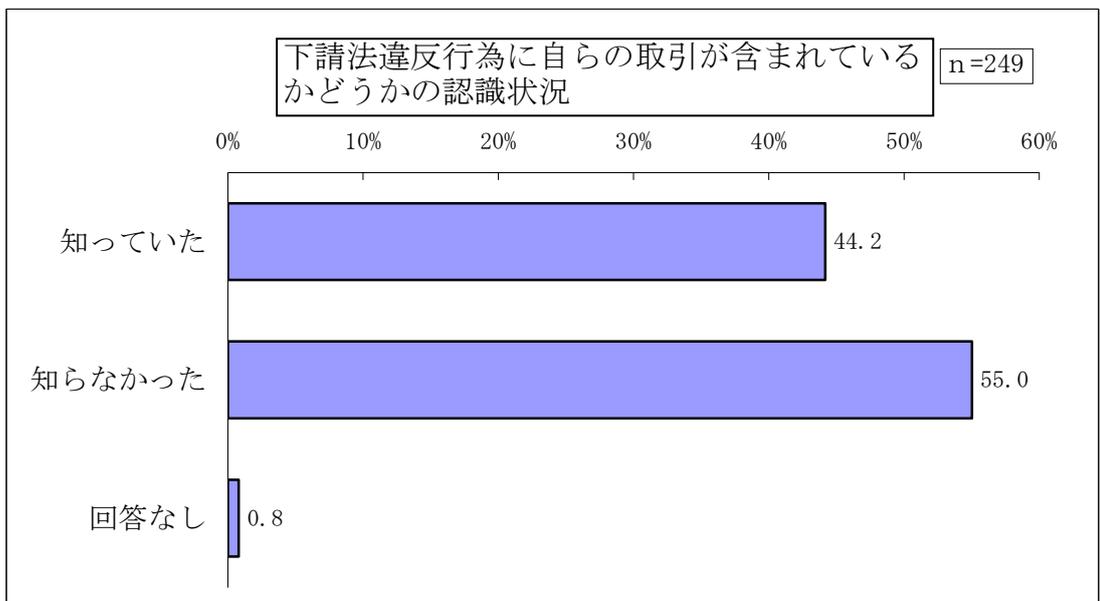
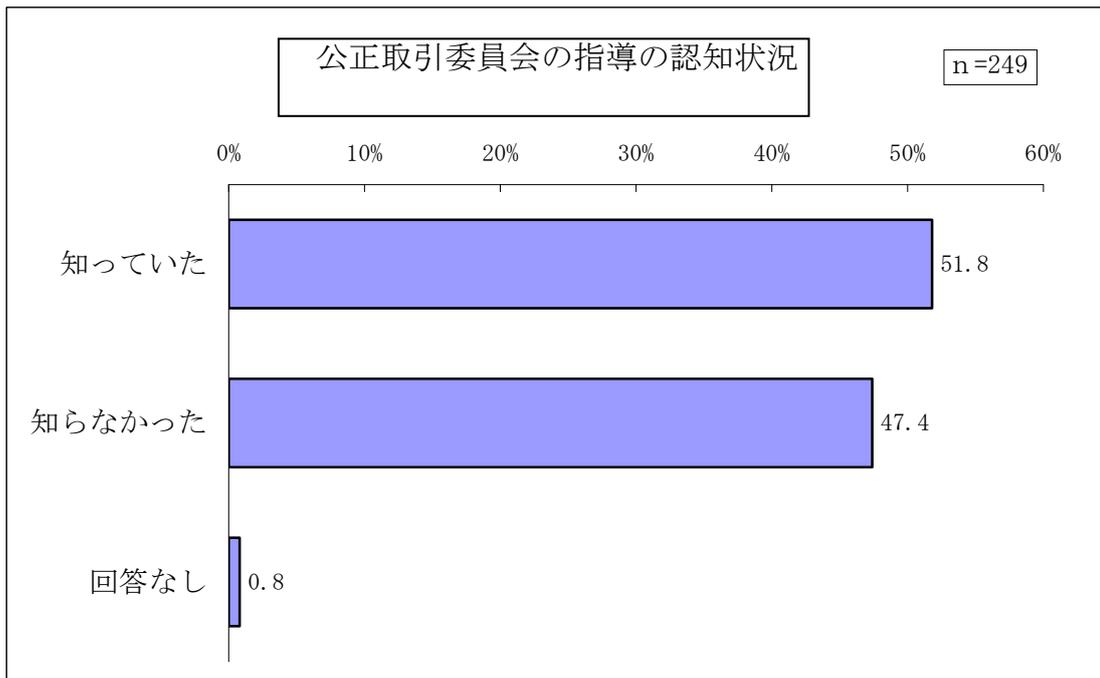


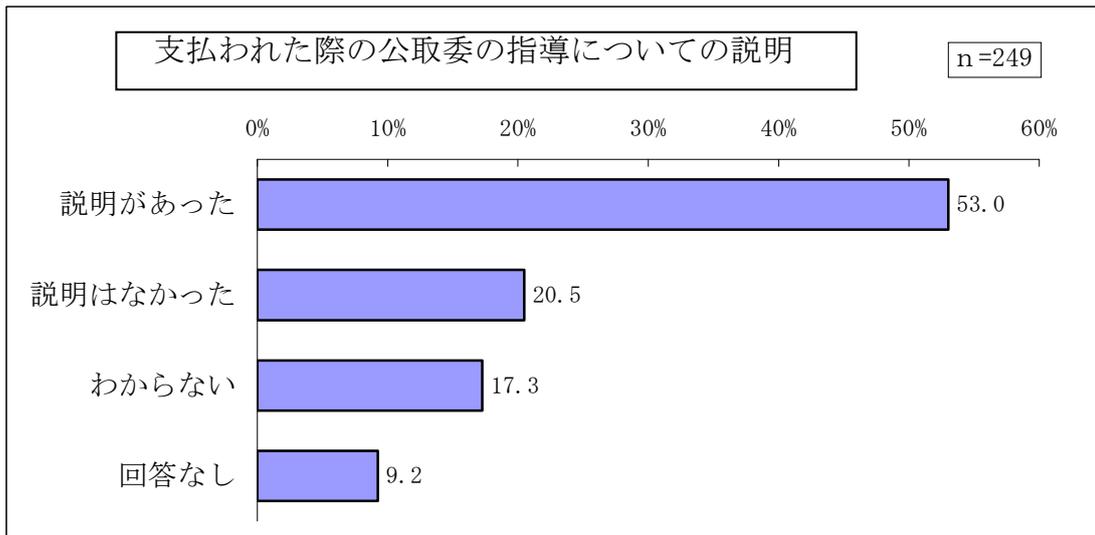
b 下請法の認知度について、事業規模（年間売上高）別にみると、規模の大きい事業者ほど下請法に対する認知度が高い傾向にある。



(イ) 公正取引委員会による親事業者への指導の認知状況について

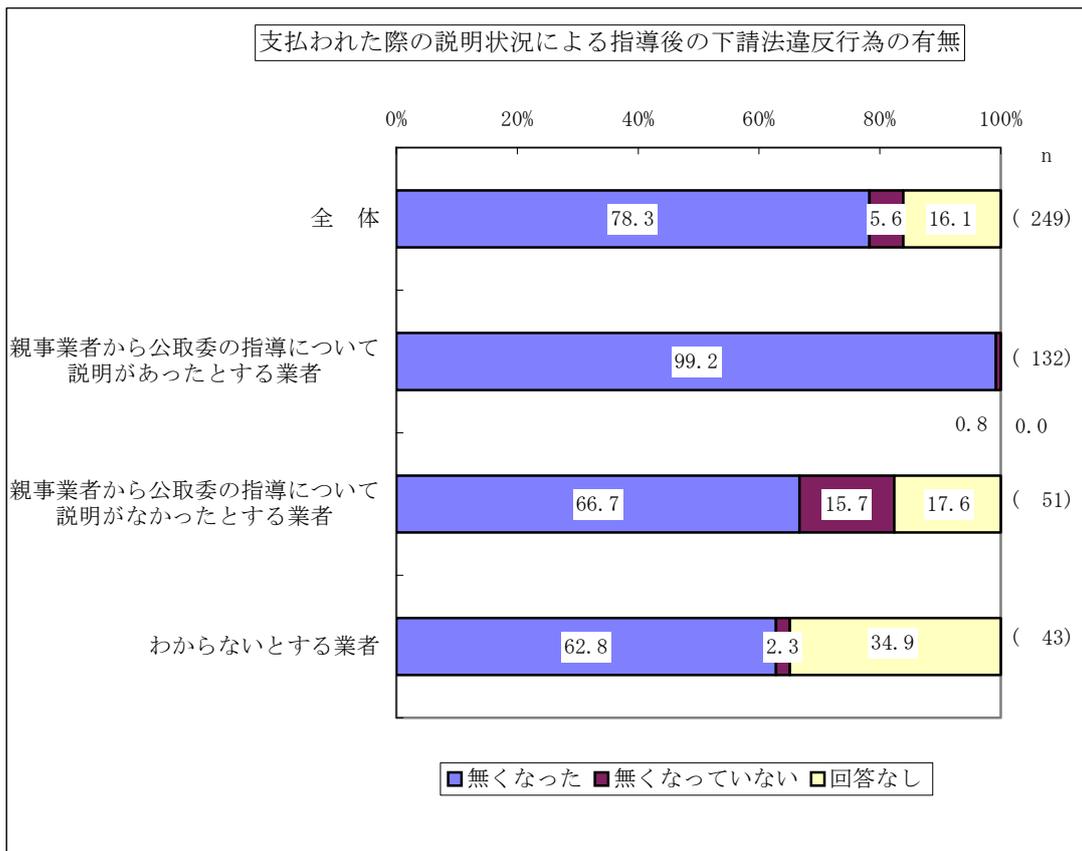
親事業者の下請代金の減額又は下請代金の支払遅延行為に対して、当該親事業者が公正取引委員会から減額分の返還又は遅延利息の支払の指導を受けたことを承知している下請事業者は約半数にとどまっている。これは、公正取引委員会から減額分の返還又は遅延利息の支払の指導を受けたことについて、当該親事業者からの支払いの際に公正取引委員会からの措置に基づくものであることの説明をうけていないとするものが2割、当該親事業者の下請法違反行為には、自らの取引が含まれていたと認識していなかった下請事業者が5割を超えることによると思われる。





(ウ) 公正取引委員会による指導後の親事業者の行為の変化について

- a 親事業者に対する指導後、下請事業者の約80%が下請法違反行為がなくなったとしており、公正取引委員会の指導の排除効果が認められる。



- b 公正取引委員会から減額分の返還又は遅延利息の支払の指導を受けた旨の説明が親事業者からなされていた場合は、99.2%がその後の同種の下請法違反行為がなくなっているのに対して、説明がなかった場合は、66.7%にとどまっている。

このことから、親事業者から下請事業者に対する説明がその後の親事業者の行為に影響を

与えていることがうかがえる。

- c. 現在、公正取引委員会が親事業者に措置を採った場合、親事業者に対してその旨を下請事業者に説明させることまでは求めていない。しかし、親事業者が下請事業者に対して説明を行うことは、公正取引委員会の措置による排除効果を確実なものとするために有効な方策と考えられる。

### (エ) 有効性の評価

以上のことから、当委員会の勧告及び警告は、違反行為の排除効果があることから、本件施策は有効であったと評価できる。しかし、指導後も減額又は支払遅延の下請法違反行為がなくなっていないと回答している下請事業者も認められることから、指導の実効性を確保し、排除効果をより高めるために、何らかの方策を検討する必要がある。

また、改正前の下請法では「勧告した場合において親事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表するものとする。」(第7条)となっており、平成15年度に勧告を受けた親事業者はすべて勧告に従ったため公表していないが、平成16年4月1日施行の下請法改正により、勧告に従わなかった場合に限らず、下請法違反事件の公表が可能になった。今後、勧告を積極的に公表することにより、これまでも認められた排除効果に限らず、当該業界全体に対する抑止効果も期待できる。

### (3) 効率性

平成15年度の下請法違反事件の措置別の日数(事件端緒受理決裁日から事件処理決裁日までの期間で休日を含む。以下「処理日数」という。)をみると(表3、4)、勧告の平均処理日数は、147日であり、前年度に比し81日減少している。警告については、30日以内に処理した下請法違反事件が減少し、処理に30日を超える期間を要した下請法違反事件が増加している。これらのことから、勧告事件は、前年度に比べ8件と倍増したにもかかわらず、平均処理日数は減少していることからみて、重要度・内容に応じて迅速かつ効率的に処理されていると評価できる。一方、警告事件は、事件処理日数が長期化する案件が増加しているが、これは、違反の内容が複雑・巧妙化(「値引要請が文書でなされなくなり、口頭か電話になる。」「下請から価格協力を申し出た形式とする。」等)していることにも原因があると思われる。

しかしながら、全体として、下請法運用に従事する人員(下請法専任者)が横ばいで、違反の内容が複雑・巧妙化しているにもかかわらず、違反事件の処理件数は増加傾向にあることから、事件処理は効率的に行っていると評価できる。

表3 下請法違反事件処理に要した日数 (単位: 件)

年度	措置内容	下請法違反事件処理日数				
		1~30日	31~60日	61~90日	91~120日	121日~
14	勧告	0	0	0	0	4
	警告	1153 (84.7)	97 (7.1)	47 (3.4)	13 (1.0)	52 (3.8)
15	勧告	1	0	0	4	3
	警告	1132 (83.4)	104 (7.7)	45 (3.3)	28 (2.1)	48 (3.5)

(注) ( )内は100分比である。

表4 勧告事件調査に要した平均日数

年 度	平成14年度	平成15年度
勧告事件平均処理日数（日）	228	147
勧告件数（件）	4	8
下請定員（人）	45（29）	49（29）

（注）1 下請定員とは、公正取引委員会における下請法運用に従事する人員である。

2 （ ）内は下請法専任者数である。

#### （4）今後の課題

ア 我が国経済社会の構造改革が進められ、競争政策の重要性が高まっている中、中小企業等に対する不当な不利益を与える優越的地位の濫用行為等による違反行為を積極的かつ迅速に排除していく必要性が高まっている。

イ 今回の政策評価においては、下請代金の減額及び下請代金の支払遅延について、公正取引委員会の勧告・警告後の改善状況を調査したが、その結果、親事業者が勧告・警告に従って下請事業者に代金減額分や遅延利息を支払う際に、これが公正取引委員会の勧告・警告に基づくものであることを下請事業者の説明していない場合は、取引状況が改善されていない場合もあるということがうかがえた。

このため、今後は、親事業者に、勧告・警告を行う場合には、公正取引委員会からの勧告・警告に基づくものであると下請事業者の説明した上で、減額分の代金や遅延利息を支払うことを求めることを検討する必要があるとともに、違反後のフォローアップを徹底する必要がある。

ウ 経済のソフト化・サービス化という環境変化を踏まえ、平成16年4月1日から従来の製造・修理の委託取引に加え、情報成果物の作成委託及び役務提供委託取引についても下請法の対象となるべく拡大され、毎年、親事業者及び下請事業者に送付している書面調査の数もそれぞれ2倍近くになることが見込まれることから、年間の総違反被疑事件発生件数も従来の2倍近くとなることを見込まれる。

エ このことから公正取引委員会が、引き続き、下請事業者の利益を保護し、公正かつ自由な競争を維持・促進するために、複雑かつ巧妙化する下請法違反事件を迅速かつ効率的に処理するために、より多くの人員を投入することが不可欠で、下請法違反事件調査部門全体にわたる体制の整備が必要であると考えられる。加えて、平成16年度の増員を効率的に活用するとともに、①書面調査票の電子オンラインによる提出を促進するための環境整備②提出された親事業者調査票及び下請事業者調査票から自動的に要確認調査対象事業者を選び出すシステムの開発③企業情報更新の外注等を通じ、調査部門への人手のシフト等により、実際の違反事件の増加に対し十分な体制の整備を検討していく必要がある。なお、事件の内容が複雑化するに伴い検査する帳票等も増加し一件当たりの処理に要する検査時間も増加していることから、今後、検査等の一層の効率化を図るために、下請法違反事件調査部門の職員の調査能力の向上や調査手法（帳票類の検査の体系化等）の改善にも積極的に取り組む必要があると思われる。このために担当職員の実務的な研修を充実させる等の方策の検討が必要である。

# 評 価 書

平成16年7月28日

1 評価対象施策等 公正かつ自由な競争のルールの厳正な運用 —平成15年度における景品表示法違反行為に対する措置（実績評価）—	
2 担当部局 経済取引局取引部景品表示監視室	
3 施策等の目的・目標 景品表示法に違反する不当表示・過大景品付販売に対して厳正かつ積極的に対処し、これらを排除することにより、一般消費者の利益を保護し、公正かつ自由な競争を維持促進する。	
4 施策等の具体的な内容 景品表示法に違反する疑いのある行為について所要の調査（立入検査、事情聴取等）を行い、違反事実が認められた場合等には、その排除のために必要な措置（排除命令（景品表示法第6条に基づく法的措置をいう。以下同じ。）、警告又は注意をいう。）を講ずる。	
5 達成目標及び目標達成時期 公正取引委員会は、景品表示法違反行為が認められればこれを排除するため、厳正・迅速な措置を採ることとしており、この措置についてあらかじめ数値的な達成目標等を設定することはできない。 なお、公正取引委員会では、商品又はサービスの品質等の内容や価格等の取引条件について誤認を与えることにより消費者の適正な選択を妨げる不当表示及び不当な顧客誘引となる過大な景品提供行為に対して、景品表示法に基づいて厳正・迅速に対処することとしている。	
6 評価対象期間 平成15年4月～平成16年3月	7 評価実施時期 平成16年6月
8 評価の観点 (1) 事件処理は、国民のニーズや競争環境の変化に適切に対応したか（必要性）。 (2) 事件処理は、公正かつ自由な競争を維持・促進する上で有効であったか（有効性）。 (3) 事件処理は、効率的に行われたか（効率性）。	
9 評価を行う過程において使用した資料等 ・ 内部資料 ・ 分析を委託したシンクタンクが実施したアンケート資料等	
10 平成15年度の事件処理状況について (1) 平成15年度の景品表示法の事件処理件数は、排除命令27件（前年度比23%増）、警告382件（前年度比5%減）及び注意242件（前年度比129%増）の計651件（前年度比22%増）であった。特に、不当表示事件は平成14年度425件から平成15年度544件（前年度比28%増）と大幅に増加した。一方、景品事件は減少傾向（前年度比2%減）にある。 また、景品表示法第4条第1項第2号（不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（平成15年法律第54号）（以下「改正法」という。）施行前にあっては第4条第2号）に規定する有利誤認に係る事件については約1.7倍と増加している。	

表1 事件処理件数

(単位：件)

年度	新規発生件数			処理件数				
	うち 申告	うち 職権探知	うち その他	排除命令	警告	注意	計	
11	626	306	266	54	6	316	—	322
12	685	367	268	50	3	320	148	471
13	775	340	326	109	10	379	83	472
14	842	453	290	99	22	402	110	534
15	1280	876	257	147	27	382	242	651

(注) 1 新規発生件数の「その他」は都道府県からの移送等を指す。

2 警告は非公表を含む。

3 「注意」は平成12年度からの措置区分である。

表2 景品表示法違反行為類型別件数

(単位：件)

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
事件処理件数	322	471( 46.3%)	472( 0.2%)	534( 13.1%)	651( 21.9%)
排除命令	6	3(▲50.0%)	10( 233.3%)	22( 120.0%)	27( 22.7%)
警告	316	320( 1.3%)	379( 18.4%)	402( 6.1%)	382(▲5.0%)
注意	—	148( — )	83(▲43.9%)	110( 32.5%)	242( 120.0%)
うち表示	208	327( 57.2%)	341( 4.3%)	425( 24.6%)	544( 28.0%)
排除命令	2	3( 50.0%)	10( 233.3%)	22( 120.0%)	27( 22.7%)
警告	206	201(▲2.4%)	257( 27.9%)	297( 15.6%)	304( 2.4%)
注意	—	123( — )	74(▲39.8%)	106( 43.2%)	213( 100.9%)
うち景品	114	144( 26.3%)	131(▲9.0%)	109(▲16.8%)	107(▲1.8%)
排除命令	4	0(▲100%)	0( — )	0( — )	0( — )
警告	110	119( 8.2%)	122( 2.5%)	105(▲13.9%)	78(▲25.7%)
注意	—	25( — )	9(▲64.0%)	4(▲55.6%)	29( 625.0%)

(注) 1 ( )内は対前年度増加率(%)であり、▲はマイナスであることを示している。

2 「注意」は平成12年度からの措置区分である。

前記事件処理件数の行為類型別の内訳は下表のとおりである。

表3 不当表示事件の内訳

(単位：件)

関係法条	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
4条1号(優良誤認)	78	102( 30.8%)	154( 51.0%)	228( 48.1%)	271( 18.9%)
4条2号(有利誤認)	120	194( 61.7%)	166(▲14.4%)	142(▲14.5%)	237( 66.9%)
4条3号	14	48( 242.9%)	37(▲22.9%)	72( 94.6%)	56(▲22.2%)
おとり広告	11	26( 136.4%)	26( 0.0%)	27( 3.8%)	24(▲11.1%)
原産国表示	3	21( 600.0%)	6(▲71.4%)	45( 650.0%)	26(▲42.2%)
不動産おとり	0	1( — )	5( 400.0%)	0( — )	0( — )
消費者信用	0	0( — )	0( — )	0( — )	0( — )
無果汁表示	0	0( — )	0( — )	0( — )	6( — )

(注) 1 ( )内は対前年度増加率(%)であり、▲はマイナスであることを示している。

2 関係法条が2以上にわたる事件があるため、本表の合計は表1の合計と一致しない。

表4 景品事件の内訳

(単位：件)

関係告示	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
懸賞景品告示	70	93( 32.9%)	93( 0.0%)	68(▲26.9%)	60(▲11.8%)
総付景品告示	38	52( 36.8%)	47( ▲9.6%)	39(▲17.0%)	48( 23.1%)
業種別告示	10	3(▲70.0%)	0( — )	2( — )	2( — )

(注) 1 ( )内は対前年度増加率(%)であり、▲はマイナスであることを示している。

2 関係法条が2以上にわたる事件があるため、本表の合計は表1の合計と一致しない。

- (2) 平成15年度に排除命令を行った事件の処理に要した日数（事件処理開始日から排除命令までの期間で休日を含む。以下「事件処理日数」という。）の平均値は183日であり、前年度に比し10日増加している。

表5 排除命令事件調査に要した平均日数

年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
事件処理日数(日)	240	102(▲57.5%)	148(45.1%)	173(16.9%)	183(5.8%)
排除命令件数(件)	6	3	10	22	27

(注) ( )内は対前年度増加率(%)であり、▲はマイナスであることを示している。

また、年度ごとに、上記事件処理日数の分布をみると、次のとおりであり、各年度ともおおよそ半年以内での処理が多いものの、最近では、一部の事件において処理が長期化する傾向が認められる。

年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
3ヶ月以内(1~91日)	1	1	2	8	4
6ヶ月以内(92~182日)	0	2	6	6	16
9ヶ月以内(183~274日)	4	0	2	4	3
1年以内(275~365日)	0	0	0	2	2
1年3ヶ月以内(366~456日)	1	0	0	0	2
1年6ヶ月以内(457~547日)	0	0	0	0	0
1年9ヶ月以内(548~639日)	0	0	0	2	0

## 11 事件処理状況に対する評価

上記10の事件処理状況についての評価は、以下のとおりである。

個別事件は、それに関する情報の量、事実関係の複雑さ、関係人の多寡、調査活動に対する関係人の協力の程度等（以下「個別事件の特殊性等」という。）において異なるため、単に定量的な観点のみから事件処理の状況について評価を行うことは適当ではないが、以下では、できる限り定量的な観点から評価を行うよう努めた。

### (1) 必要性

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）において、「規制改革を推進し、事後監視型行政への転換を図るに際し、消費者が適正な商品選択をできる環境を確保することが不可欠である。」とされている。公正取引委員会においては、消費者が適正な選択を行える意思決定環境の創出・確保を担う消費者政策を競争政策と一体のものとして積極的に取り組む必要があり、また、特に昨今の食品表示に対する消費者の不信感が拡大している状況にある中、適正な表示を求める消費者の声も多く、こうした国民の期待に応えていく必要がある。このような認識の下、公正な競争を確保する観点から、商品又はサービスの品質等の内容や価格等の取引条件について誤認を与えることにより消費者の適正な選択を妨げる不当表示及び不当な顧客誘引となる過大な景品提供行為に対して、景品表示法に基づいて厳正・迅速に対処することが必要不可欠である。

## (2) 有効性

違反事件処理は、不当に顧客を誘引する行為を発見し、これを直接的に排除するものであり、その結果、公正かつ自由な競争を維持・促進するものである。しかし、違反行為に対する措置が公正かつ自由な競争の維持・促進に具体的にどのような影響を与えたかについて、直接に数量的・実証的に把握することは困難である。

このため、①違反事件処理数の増加は、厳正な処理を示す、②措置を受けた事業者が属する業界において商慣習等の改善が図られることが違反行為に対する抑止効果を示す、との前提に基づいて、これらを指標とした排除命令の有効性について取りまとめた。

### ア 違反事件処理数の増加

上記10(1)に記載のとおり、違反事件処理件数の増加は顕著であり、厳正・迅速な事件処理が行われたものと評価できる。これは、不当表示自体が増加したというよりも、平成13年度後半以降、一連の食肉偽装表示に端を発した消費者の表示に対する不信感を払拭すべく、特に、平成14年度は食品の偽装表示について、また、平成15年度にあつては、食品のみならず幅広い業界について監視を強化した結果であり、かつ、増加する申告に対して、当委員会が違反摘発能力を高め、厳正かつ積極的に対応してきた現われである。

平成15年度の排除命令件数は27件であり、過去20年間でみると、最も多い件数となっている。また、不当表示事件の件数については、過去30年間で最高となっている。このことから、特に不当表示事件に厳正に対処したものと評価できる。

平成15年度においては、上記のように、積極的に法的措置である排除命令が行われたものと評価することができる。今後とも、景品表示法違反行為に対する厳正な対処という観点から、引き続き、積極的に法的措置を採っていく必要がある。

### イ 社会的認知度

平成14年度及び平成15年度に行った排除命令は、それぞれ22件、27件であるが、これらは例外なくすべて新聞報道されている。平成15年度に行った排除命令に係る日刊新聞報道量を計測したところ、排除命令についての報道量は計4,248行で、1件当たりの平均は、354行であった。

平成15年度においては、食品の原産国に関する不当表示事件は皆無であったものの、それぞれ異なる業界における原産国表示に関する排除命令が4件行われている。これは、平成14年度の報道をきっかけとして、平成15年度においては、原産国に関する不当表示は食品に限ることがないという情報が数多く寄せられたことによるものである。したがって、法的措置である排除命令の措置を積極的に採り、これを公表していくことは、景品表示法違反事件に対する社会的な関心を高めるものであり、また、排除命令は、一つの業界に与える影響のみならず、他の業界にも影響し、その効果は積極的に評価できる。

### ウ 国民ニーズや競争環境の変化への対応

公正取引委員会では、国民ニーズや競争環境の変化に対応して、特に以下のような事件に積極的に取り組んでいる。

#### ○ 高齢化社会への対応

- ・ 有料老人ホームによる介護サービスの内容等に係る不当表示（3件）
- 健康への関心の高まりへの対応
  - ・ 生命保険会社によるがん保険の入院保険金に係る不当表示
  - ・ シイクワシャー果汁飲料を標ぼうする不当表示（7件）
- 原産国に対する意識の高まりへの対応
  - ・ バドミントン用シャトルコック，歩調計等の原産国に係る不当表示（4件）

エ 排除命令を受けた事業者が属する業界の改善状況

(ア) 排除命令を受けた事業者が属する業界の改善状況を計測するため、①生命保険業者が行ったがん保険のがん入院給付金に関する不当表示事件（平成15年5月9日排除命令）及び②手袋の原産国に関する不当表示事件（平成15年11月10日排除命令）について関係事業者が属する業界各社に対し、排除命令の認知状況、景品表示法の遵法状況等について、アンケートを行った。（以下、①の業界を「生命保険業界」、②の業界を「手袋製造業界」という。）

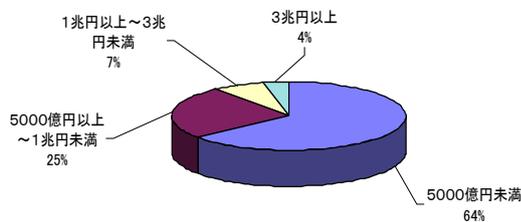
その結果は以下のとおりである。

(注) 生命保険業界については、生命保険協会の会員事業者40社のうち、排除命令を受けた当事者である日本生命保険相互会社を除く39社にアンケートを送付、有効回答数28。手袋製造業界については、日本手袋工業組合の組合員100社のうち、排除命令を受けた当事者である株式会社ウルシハラを除く99社にアンケートを送付、有効回答数50。

① 事業規模（年間売上額）について

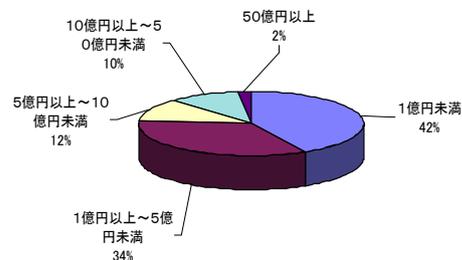
生命保険業界

問1-1 事業規模(年間保険料等収入)



手袋製造業界

問1-1 事業規模

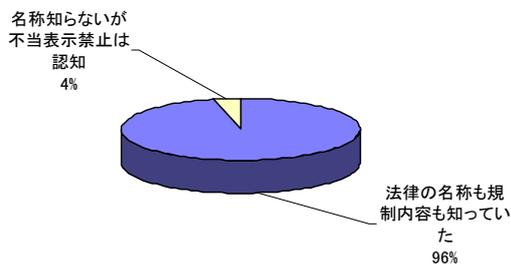


生命保険業界では、事業規模が「5000億円未満」の事業者が64.3%と最も多く、規模が大きくなるに従ってその割合は減少している。手袋製造業界では、「1億円未満」が42%と最も多く、また、「1億円以上～5億円未満」が34%であることから、小規模事業者が大部分を占めているといえる。

## ② 「景品表示法」認知度

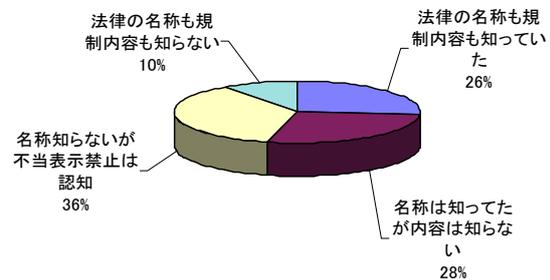
### 生命保険業界

問2-1「景品表示法」の認知



### 手袋製造業界

問2-1景品表示法の認知

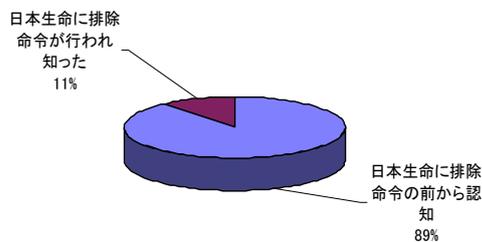


景品表示法の認知度については、生命保険業界では、「法律の名称も規制内容も知っていた」と回答する事業者が96.4%であり、生命保険業界での景品表示法の認知度が高いことがうかがえる。他方、手袋製造業界では、「法律の名称も規制内容も知っていた」と回答した事業者は26%に留まっており、「名称は知っていたが、規制内容は知らない」が28%、「名称は知らないが不当表示禁止は認知」が36%と一定の割合を示し、「法律の名称も内容も知らない」が10%に及んでいる。このことから手袋製造業界内での景品表示法の認知の度合いには濃淡があることが推察される。

## ③ 景品表示法の認知時期

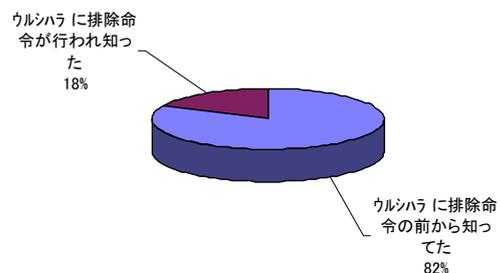
### 生命保険業界

問2-2景品表示法の認知時期



### 手袋製造業界

問2-2景品表示法の認知時期

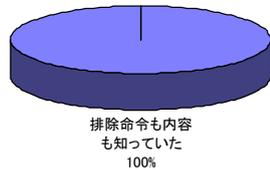


景品表示法の認知時期については、生命保険業界では、「日本生命の排除命令の前から認知」と回答した事業者が89.3%と高い割合を示しているが、日本生命に対する排除命令を契機として景品表示法を認知した事業者が1割程度いる。手袋製造業界では82.2%の事業者がウルシハラに対する排除命令以前から景品表示法を認知していたが、17.8%の事業者は、同社に対する排除命令が契機となって景品表示法を認知するに至ったという状況にある。

④ 排除命令が行われたことの認知度

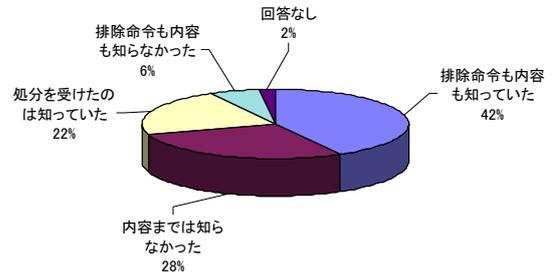
生命保険業界

問3-1日本生命の排除命令の認知



手袋製造業界

問3-1ウルシハラの排除命令の認知

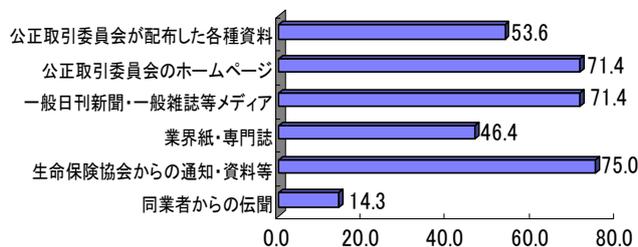


生命保険業界においては、すべての事業者が日本生命に対する排除命令に関して、その内容も含めて認知していたのに対し、手袋製造業界では、「排除命令も内容も知っていた」と回答した事業者が42%と一定の割合を示しているものの、その内容を認知している割合は生命保険業界に比して低く、業界全体におけるウルシハラに対する排除命令の認知度はあまり高くないといえる。

⑤ 情報入手ルート

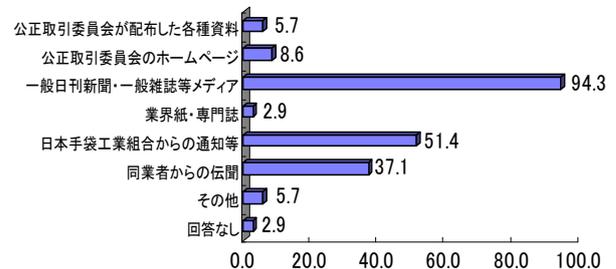
生命保険業界

問3-2排除命令の認知ルート



手袋製造業界

問3-2排除命令の認知ルート

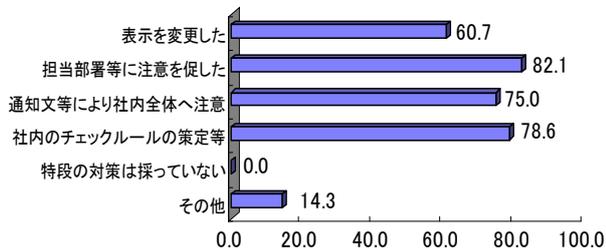


生命保険業界では、日本生命に対する排除命令を知り得たルートとして、「公正取引委員会のホームページ」や「一般日刊新聞・一般雑誌等のメディア」を挙げる事業者が71.4%と多く、さらに、「生命保険協会からの通知・資料等」が75%であることから、業界団体が情報ルートとして重要な役割を担っていることがうかがえる。手袋製造業界では、ウルシハラに対する排除命令を知り得た情報ルートとして、93%の事業者が「一般日刊新聞・一般雑誌等の一般メディア」を挙げ、さらに、「日本手袋工業組合からの通知等」が51.4%で続いており、「同業者からの伝聞」も37.1%と一定の割合を示している。

⑥ 排除命令を認知した後に採った対策

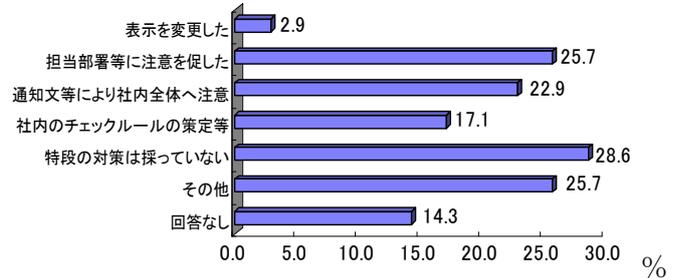
生命保険業界

問3-3排除命令認知による対策



手袋製造業界

問3-3排除命令認知による対策

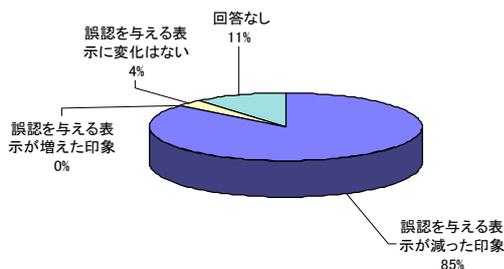


生命保険業界にあっては日本生命に対する排除命令の認知以後における対策として、60%の事業者が「表示を変更した」という具体的な表示の改善を行うとともに、75%以上の事業者が「担当部署等に注意を促す」など社内に対する注意喚起やルール策定等の取組みを行っている。手袋製造業界では、「表示を変更した」とする事業者が2.9%に留まり、「特段の対策を採っていない」とする事業者が28.6%に及んでいるが、「その他」のコメントによれば、国内生産に限定して事業を営んでいる事業者が少なくないことがその背景にあると推察される。

⑦ 排除命令後の表示の変化

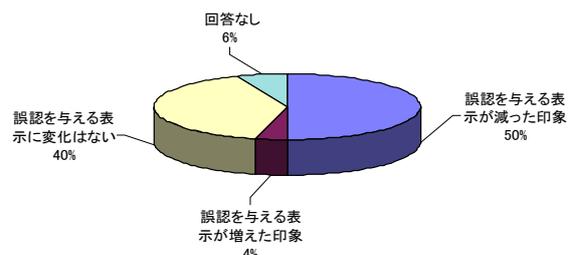
生命保険業界

問3-4-1排除命令後表示の変化



手袋製造業界

問3-4-1排除命令後表示の変化



生命保険業界では、85%の事業者が「誤認を与える表示が減った印象」と回答しており、日本生命に対する排除命令が業界全体に一定の影響を与えたことが推察される。手袋製造業界では、40%の事業者が「誤認を与える表示に変化はない」と回答し、「誤認を与える表示が減った印象」と回答した事業者が50%であるとしても、ウルシハラに対する排除命令の表示の適正化に対する効果は限定的であったことがうかがえる。

#### (イ) アンケート結果のまとめ

##### ① 生命保険業界について

生命保険業界では従来から景品表示法に対する認知度が高く、業界最大手の日本生命に対する排除命令についても十分に周知されている。また、日本生命に対する排除命令が行われたことに対する各事業者の対策に関しても、表示の変更、社内ルールの策定等、一定の対応が行われていることがうかがえる。

また、業界団体である生命保険協会は、業界最大手の日本生命に対する排除命令を受けて、業界独自のガイドラインを作成して業界内事業者に対して対応指針を示すなど、積極的な役割を担っている。

さらに、生命保険業界全体では「誤認を与える表示が減った」とする意見が大半を占めていることから、同業界では「排除命令の波及効果」が発現しているものと推察される。その要因としては、業界最大手の企業に対する排除命令であったこと、業界団体が中心となって業界全体で積極的な対応が行われたこと等が考えられる。

##### ② 手袋製造業界について

景品表示法そのものや規制内容についてはある程度認知されているが、名称のみ／内容のみ知っているとの回答が多いことから、景品表示法の認知度については必ずしも十分とは言いがたい。また業界2位の事業者であるウルシハラに対する排除命令の認知度合いについても、その内容まで理解しているとする事業者の割合は少なかった。このような状況の背景には、今回の排除命令の内容とは関係が薄い、国内生産に限定して事業を行っている事業者の存在が考えられる。このことから、業界団体からの排除命令の事実の通知等についても、あまり関心を持たない事業者がいたことも考えられる。

これらの状況から、手袋製造業界における「排除命令の波及効果」は限定的なものにとどまることが推察される。その要因としては、景品表示法の内容が業界内で十分に周知されていないこと、排除命令の内容が必ずしも業界全体に周知されていないこと等が考えられる。

##### ③ 生命保険業界と手袋製造業界の比較

「景品表示法の名称や規制の内容」に関する認知の度合いは、両業界で大きな開きが認められる結果となった。ただし、両業界とも景品表示法を認知していると回答した事業者は、排除命令以前から認知していたという点では共通している。

また、排除命令が行われたことに関する認知度も両業界で全く異なる結果となっている。さらに、特徴的である点は、排除命令が行われたことを知るに至った経緯について、生命保険業界においては事業者が幅広いルートから情報を入手しているのに対し、手袋製造業界においては新聞紙上、団体からの周知又は同業者からの情報に集中している点である。

これは、地場産業として発展してきた、事業規模が比較的小さい業界においては、同業者からの情報に頼る傾向があり、一方、歴史は浅くとも、事業規模が比較的大きい業界においては、その社会的影響の範囲が広いこともあり、幅広いルートから情報を入手している状況にあることが一つの要因であるものと推認される。また、保険業界では、業界団体がガイドラインを作成するなどの動きが見られたことから、業界団体の役割によっては、公正取引委員会が排除命令を行う場合、業界団体に対して表示の適正化への取組に関する要望等を積極

的に行っていくことが行政効果を高めるものと考えられる。

さらに、生命保険業界では、何らかの方法で表示について見直しを行い、又は社内改善策を講じた事業者が相当程度に上るにもかかわらず、手袋製造業界にあっては、何らの対策も講じていない事業者が約3割を占め、表示を是正したとする事業者が僅か数パーセントしか存在していない。これは、もともと不当表示あるいは誤認を与える表示が存在しないことから何らの対策も講じていないという可能性は否めない一方で、景品表示法又は排除命令に対する認知度の程度が寄与しているのではないかと推察できる。

## エ 有効性の評価

景品表示法違反事件に対する事件処理件数が増加しているとともに、高齢化社会の進行を踏まえた有料老人ホームの事件など、国民のニーズを踏まえた事件の取組を行っており、定量的な評価は困難であるが、有効な事件処理が行われたものと評価できる。また、アンケート調査からも当委員会の排除命令は、違反行為を行っていた事業者に対する違反行為の排除効果のみならず、業界全体に対する抑止効果を持つことがある程度認められる。

特に、比較的大規模な事業者が多い業界においては、その社会的な影響が及ぶ範囲が広いこともあり、排除命令の内容が事業者団体等の様々なルートを通じて浸透し、また、社内管理体制の見直し、表示基準の作成等を個々の事業者が行うだけでなく、業界全体としても一定の適正表示に対する取組が期待できるものと考えられる。

一方、事業規模が比較的小さい事業者が多い業界においては、排除命令の内容について知らない事業者が多く存在し、また、他の事業者による誤認表示が排除命令によってそれほど減少していないなど、排除命令が業界全体に与える効果が限定的となる可能性があることがうかがわれる。この傾向は景品表示法の認知度とも関連性があるものと考えられる。

こうしたことから、前者のような特徴を有する業界においては、個別の排除命令が業界全体の表示適正化を促す効果が高いことから、先例となる特徴のある違反事件の優先的な処理に努めることが適当と考えられる一方、後者のような特徴を有する業界においては、より多くの個別事件を厳正・迅速に処理し、景品表示法の認知度を上げていくことが将来における行政運営の効率化につながると考えられ、業界の周知方法についても、効果的な手法を検討する必要があるなど、業界の特性を踏まえた上で事件処理を行うなど行政効率を高める努力が必要と考えられる。

また、排除命令と併せて、業界団体に対して適正表示への取組に関する要望・要請を行うこと、さらに、排除命令のみならず警告案件についても積極的に公表するなどによって、違反行為の未然防止を図り、抑止効果を高めていくことも重要と考えられる。

## (3) 効率性

ア 違反事件処理の効率性を把握するため、排除命令1事件あたりに投入した時間を検証した。

イ 平成15年度において、排除命令の事件処理日数の平均は1件当たり183日であるところ、平成12年度から毎年度比較すると、事件の複雑・巧妙化等より、事件調査に係る時間が長期化する傾向にある。

事件処理の迅速化の観点からは、今後、一層のスピードアップの努力が必要であると考えられ、限りある人員体制の中で、それを実現していくためには、景品表示法違反事件調査部門の職員の

調査能力の向上や調査手法の改善にも積極的に取り組む必要があると思われる。

(4) 今後の課題

我が国経済社会の構造改革が進展し、競争政策の重要性が高まっている中、国民の適切な商品選択に資するため、積極的かつ迅速に景品表示法違反行為を排除していく必要があることから、公正取引委員会の景品表示法違反事件調査部門の定員数は、特に、平成15年度に増員が図られたところである。また、景品表示法の改正により、都道府県の権限が強化されたことから、都道府県との連携を強化するようになったこと、及び、近年増加している効能・効果に関する不当表示に迅速に対応するため、公正取引委員会の求めに応じて一定期間内に根拠となる資料を提出しなければ、当該表示が不当表示とみなされるようになったことから、今後はこれまで立証に時間を要していた事件の迅速処理が期待される。しかし、必要処理事件数が増加しており、また、複雑かつ巧妙化する景品表示法違反事件の処理にあっては、依然として当該調査部門の人員は十分といえないものと考えられる。

公正取引委員会が、引き続き、公正かつ自由な競争を維持・促進するため、事件の処理を迅速かつ的確に行うためには、より多くの人員を投入して厳正な事件処理を行うことが不可欠であり、公正取引委員会の景品表示法違反事件調査部門全体にわたる体制の整備を検討していくことが必要であると考えられる。また、新任の景品表示法違反事件の調査担当官に対して初任者研修を実施するほか、審査局による独占禁止法違反事件の審査手法に関する初任者研修に積極的に参加させるなどの取組を行っているところであるが、引き続き、初任者に対するこうした研修を充実させるとともに、中堅調査担当官に対する調査手法の向上を図るための実務的な研修等を充実させることも重要であると考えられる。

# 評 価 書

平成16年7月28日

## 1. 評価対象施策等

公正かつ自由な競争のルールの厳正な運用 —独占禁止法に基づく審判手続（実績評価）—

## 2. 担当部局

官房総務課審決訟務室

## 3. 施策等の目的・目標

独占禁止法（以下「法」という。）違反に対する行政処分である審決を行うに当たって当該行政処分の名あて人（以下「被審人」という。）の利益が不当に損なわれないよう、当該行政処分の手続の適正を確保することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進する。

## 4. 施策等の具体的な内容

（1）審判手続は、審決が行われる前に当事者（審査官及び被審人）が違反行為の有無等について主張・立証を行う行政上の事前手続である。この審判手続を踏まえて、公正取引委員会は、審決を行う（法54条）。

審判手続には、違反行為に対して、排除措置を命じるためのもの（以下「本案審判」という。）と課徴金の納付を命じるためのもの（以下「課徴金審判」という。）がある。

（2）公正取引委員会による審判開始決定後、①審査官は審判に立会い、事件の概要を述べ証拠の申出その他必要な行為を行う（法51条の3、審査審判規則47条）、②被審人は審判に際して自己の利益を防禦するため必要な主張・立証を行う（法52条）。

なお、審判手続は、行政手続法に定める聴聞手続、弁明の機会の付与に比べて、より慎重な手続（審判官、審査官及び被審人による三面構造、審判期日の公開、証拠による事実認定等）となっている。

（3）公正取引委員会は、審判手続において取り調べられた証拠に基づき事実を認定して（法54条の3）、審決を行う。

なお、公正取引委員会は、審判手続の一部を委任することができ（法51条の2）、実際、審判官によって審判手続の一部が行われることが一般的である。審判官が審判手続の一部を行った場合、審判官は審決案を作成し、これを事件記録とともに委員会に提出し（審査審判規則82条）、委員会はこれらを踏まえて審決を行う。

（注）審査官及び被審人は、審決案に対する異議の申立て（審査審判規則84条）ができ、また、被審人は委員会に対し直接陳述の申出（法53条の2の2、審査審判規則85条）を行うことができる。

（4）審決は、被審人に審決書の謄本を送達することによって効力を生ずる（法58条）。

（5）審決については、東京高裁にその取消を求める訴訟（以下「審決取消訴訟」という。）を提起することができる（法77条）。

（注）別紙1、2（審判手続の概要（フローチャート図））参照。

5. 達成目標及び目標達成時期

審判手続が行われる法違反被疑事件（以下「審判事件」という。）については、それぞれ、事実関係の複雑さ、争点等が異なるため、あらかじめ、数値的な達成目標等を設定することはできない。

なお、法違反の有無等の認定、法違反の排除等が早期に実施される必要があるため、審判手続においては、手続の適正のみならず進行の迅速性が確保されることが重要な課題とされているところである。

6. 評価対象期間

平成15年4月～平成16年3月

7. 評価実施時期

平成16年6月

8. 評価の観点

審判手続は、適正な行政処分を行うための手続となっているか（必要性）。

審判手続は、適正な手続を保障する上で有効であったか（有効性）。

審判手続は、効率的に行われたか（効率性）。

9. 評価を行う過程において使用した資料等

内部資料

10. 平成15年度の審判事件処理状況について

(1) 最近の審判件数等の概況

ア 最近の審判件数等は次のとおりである。

表1 審判開始件数等

(件)

	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
審判開始決定の件数	14	100.0	8	57.1	44	314.3	30	214.3	77	550.0
（うち、課徴金審判）	(6)	100.0	(8)	133.3	(41)	683.3	(28)	466.7	(63)	1050.0
（課徴金審判を事件数で見た件数）	(2)	100.0	(2)	100.0	(4)	200.0	(4)	400.0	(11)	550.0
審判係属件数（年度末）	42	100.0	21	50.0	61	145.2	83	197.6	140	333.3
（うち、課徴金審判）	(30)	100.0	(14)	46.7	(54)	180.0	(75)	250.0	(124)	413.3
（課徴金審判を事件数で見た件数）	(5)	100.0	(4)	80.0	(7)	140.0	(8)	160.0	(12)	240.0
審決件数	5	100.0	29	580.0	4	80.0	8	160.0	20	400.0
（うち、課徴金審判）	(2)	100.0	(24)	1200.0	(1)	50.0	(7)	350.0	(14)	700.0
審決取消訴訟提起件数	1	100.0	1	100.0	3	300.0	2	200.0	2	200.0

（注1）景品表示法違反事件に係るものを除く。

（注2）各年度の右欄は、平成11年度を100とした場合の指数である。

審決取消訴訟提起件数のうち、平成13年度に提起されたもののうち、1件については取り下げられている。

イ 表1のとおり、審判開始決定の件数は、増加傾向にあるが、特に平成15年度に大幅に増大している（平成11年度に比して平成15年度においては、審判開始決定件数が約5倍、審判係属件数が約3倍となっている。）。これに対応して、同年度末に係属している審判の件数も過去最高となっている。同年度末の係属審判のうち、課徴金審判が約88パーセントを占めている。

（注）課徴金審判では、例えば、ひとつの入札談合事案であっても、被審人ごとに審判手続が行われることから、本案審判に比してその件数が多くなる。ただし、被審人単位ではなく、事件単位でみても課徴金審判が多くなっている。

審判の件数の増大の背景には、公正取引委員会による勧告件数・課徴金納付命令件数が増えていることもあるが、事業者において、独占禁止法違反に対する意識が高まったことなどから排除措置に係る勧告を応諾しない／課徴金納付命令に対して不服申立を行うとの対応を採るようになったことも挙げられる。例えば、勧告又は課徴金納付命令を受けた事業者のうち、勧告を応諾しない又は不服申立をした事業者の比率（不応諾等率）は、次のとおりとなっている。

表2 不応諾率の推移

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
勧告を応諾しない事業者の比率(%)	3.1	0.2	0.6	4.0	8.5
課徴金納付命令に不服申立をした事業者の比率(%)	1.8	1.8	13.0	6.6	10.5

ウ 前記のとおり審判が著しく増大しており、公正取引委員会内の限られたリソースもあり、効率的な進行が行われなければ、審判が長期化する懸念がある。

#### 11. 審判事件の処理に対する評価

以上の平成15年度の状況に係る評価は、以下のとおりである。

なお、それぞれの審判事件の事実関係の複雑さ、争点等が異なるため、その処理状況について単に定量的な観点のみから評価を行うことは適当ではないが、可能な範囲で定量的評価を行った。

##### (1) 必要性

審判手続は、法によって定められた手続であって、法違反に厳正に対処するに当たって、適正手続を確保するためのものである。このような行政処分に関する手続については、行政手続法の制定に見られるように、近年、適正な手続の保証の必要性が強く求められているところであり、複雑な争点に対して専門的な判断が求められる独占禁止法に基づく処分については、三面構造による審理という、より被審人の権利を保障した手続を採用する必要性はあると評価できる。

##### (2) 有効性

審判手続の有効性について、審査官の主張・立証に対し、被審人からの反論・反証が十分聴取されているかどうかとの観点から評価を行った。

最近5年間に審決が行われた66件の審判事件についてみると、そのうち、審決取消訴訟によって、審決が取り消された件数（未確定を含む）は3件（4.5%）に過ぎない。

このことから、適正手続の確保・法違反への厳正対処との目的に対して、審判手続が有効に機能していると評価できる。

なお、最近、被審人が代理人（弁護士等）によらず自らが審判に立ち会って、反論・反証する事例（いわゆる本人審判）が増えてきているところから、審判手続に立ち会う被審人に対して、審判手続の進め方、審理内容等を教示することとし、これによって被審人の十分な防ぎよを確保しているところである。

##### (3) 効率性

審判手続の効率性について、ここでは審判手続に要した時間の時系列推移によって評価することとする。

#### ア 審判手続に要する時間

(ア) 各年度の審判手続を経た行政処分（審決）に係る審判事件について、審判開始決定から審決までの間に要した年数をみると、次のとおりである。

表3 本案審判経過年数

経過年数	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
1年未満	0	1	0	0	4
1年以上2年未満	0	2	2	1	0
2年以上3年未満	3	1	0	0	1
3年以上4年未満	0	0	1	0	0
4年以上	0	1	0	0	1
合計	3	5	3	1	6

表4 課徴金審判経過年数

件

経過年数	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
1年未満	0	0	1	1	12
1年以上2年未満	0	24	0	6	2
2年以上3年未満	1	0	0	0	0
3年以上4年未満	0	0	0	0	0
4年以上	1	0	0	0	0
合計	2	24	1	7	14

(注) 審判期間は、各年度に審決が出された各審判事件に要する審判開始決定から審決までの年数である

(イ) 各事件の審判手続に要する時間は、表3・4のとおり、かなりバラツキがある。総体としてみれば、課徴金審判に比して本案審判は長い期間を要している。これは、課徴金審判は、通例、違反行為に係る審決を前提としているのと比べ、本案審判は、違反行為の成否等に係る争いであることから、必然的に争点が多様・複雑であり、その結果審判に係る期間も長いものとなっているものである。

なお、最近の審判手続に要する期間の全体の傾向をみると、課徴金審判に要する期間は短くなってきており、これは単独の審判官が審判事件を担当する等の審判迅速化の取り組みの結果と考えられる。

(ウ) 平成15年度に審決を行った審判事件のうち、審判手続に要した時間が最長であったものは、1666日(約4年半)を要している(本件は、本案審判に係るものである。)。また、表5のとおり、平成15年度末時点において係属している審判事件のうち、50件(35.7%)については、審判開始決定から2年以上を要している。

独占禁止法違反事件については、特にカルテルや入札談合事件では、被審人の数も多く、密室での共同行為の存在を争うという特徴を有しているため、時間を要するとともに、一人の審判官が担当する案件数にも限界があると考えられる。ただし、第1審裁判のうち、比較的長期の審理を要すると思われる知的財産関係民事通常訴訟、医事関係訴訟についてみると、それぞれの平均審理期間は、約500日、約1070日となっており(出典：最高裁判所ホームページ)、これらの裁判例に比しても、審判手続(特に本案審判)に要する時間は一般に長期であり、このため、今後、より迅速化を図る方向での工夫が必要であると思われる。

表5 平成15年度末現在審判係属事件の同年度末時点における審判開始決定からの経過年数

経過年数	件数(件)	比率(%)
1年未満	65(件)	46.4(%)
1年以上2年未満	25	17.9
2年以上3年未満	35	25.0
3年以上4年未満	6	4.3
4年以上	9	6.4
合計	140	100.0

#### イ 審判手続の迅速化のための対応策

(ア) 平成14年度において、「公正取引委員会の審査及び審判に関する規則」(平成13年12月・規則第8号)が施行され、これに併せて、①審査官が第1回審判期日で事件の概要の陳述・主要証拠の申出を行う、②審判官が審判期日の間隔が長くないよう配慮する、などの審判手続の迅速化のための対応策を講じた。

しかし、これらの対応策については、各審判事件の特質に応じて十分に実施できていない場合もある。例えば、被審人の数が多く、それぞれの代理人が所属する弁護士事務所が多数にわたる場合に代理人の調整が困難となって期日が取りにくいこと、争点が複雑な事案においては、審査官・被審人において主張・立証の準備に日数を要し、審判期日の間隔が長くなっているものもある。

(イ) 審判事件の件数が著しく増大していることから、今後、審判手続を効率的に進めていくことが一層

重要となってきた。このため、平成15年度においては、例えば、次のような対応をした。これらの効果については、今後把握していく必要がある。

- ① 複数の審判官で担当することがこれまで多かったところ、審判事件の事実関係の複雑さ、争点の量・内容等を考慮した上で、必要に応じて単独の審判官が審判事件を担当した。
- ② 小規模な審判廷を新たに設けて、同一日時において異なる審判事件の期日を指定して、同時並行的に審判手続を進めることができるようにした。
- ③ 証拠調べ（人証）段階での複数期日の指定、集中審理の実施等をした。

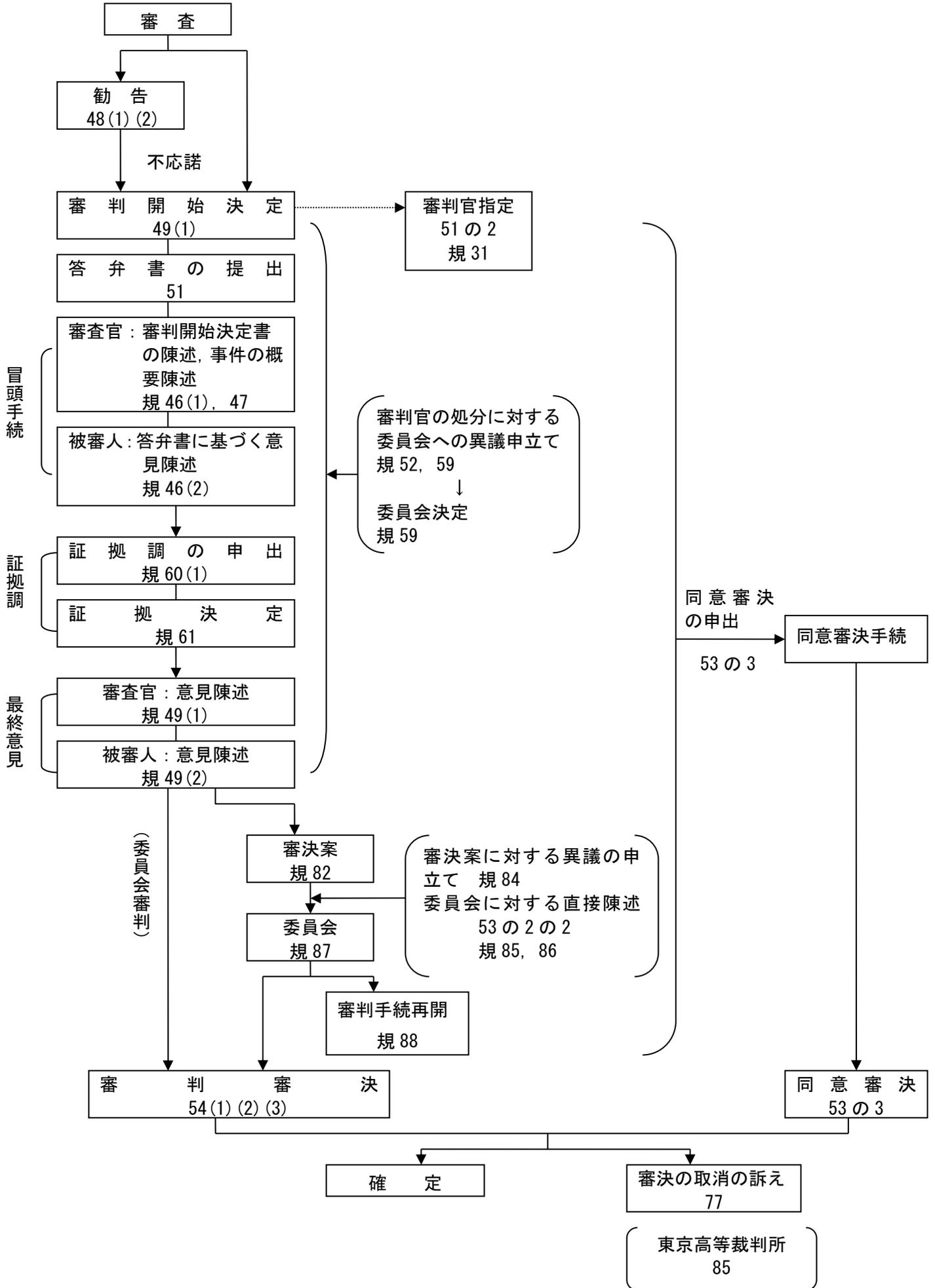
#### ウ 今後の課題

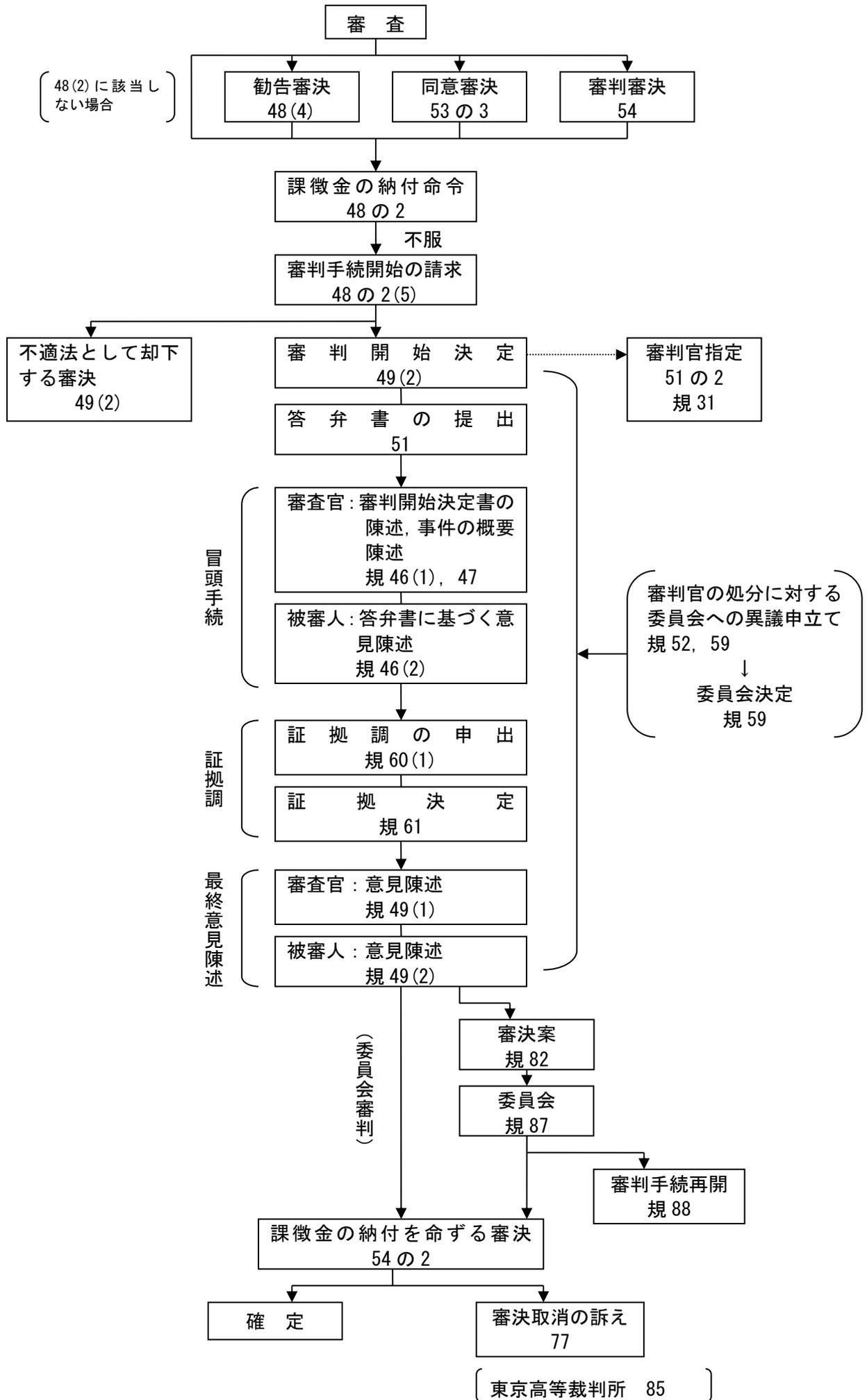
(ア) 審判事件の件数の増大に伴って、現状においても審判官の負担が大きくなっている。審判事件が引き続き増加することが想定されるところ、今後、審判官の数が限られている（独占禁止法35条7項において「審判官5人以内を置く」と定められている。）ことが審判手続の迅速性の改善に支障となるおそれがある。したがって、審判官の員数について今後検討を要すると思われる。

なお、審判手続に係る事務は現在2名で担当しており、事務担当者の負担も非常に大きくなっている。試算によれば、審判手続にかかる事務（書記官的事務・調査官的事務）に要する年間所要時間は、5800時間となっている。このような事務増大が審判手続の迅速性を高める上で障害となるため、審判手続に係る事務を担当する職員が平成16年度下期から1名増員されることになっている。

(イ) 審判手続に要する時間が非常に長くなっている審判事件もあることから、今後、引き続き、審判手続の効率化を通じて迅速性を高める努力が必要となる。審判手続の効率化のためには、審査官及び被審人とも協力し、主張書面等作成に要する期間の短縮、計画的期日指定等、効率的に審判手続を行う必要がある。

また、審判に要する時間のうち、被審人等の対応に関わらない部分については、行政事務の改善によって短縮できると考えられる（例えば、審決案作成後審決までに要する期間は、直接陳述等の手続を経ない場合においては、原則として、審決案作成後50日程度を目途として審決送達ができるよう努める必要がある。）。





# 評価書

平成16年7月28日

1 評価対象施策等 公正かつ自由な競争の維持・促進 —独占禁止法等の広報活動(事業評価)—	
2 担当部局 官房総務課	
3 施策等の目的・目標 独占禁止法や公正取引委員会の活動等について、国民に周知することにより、競争政策への国民的な理解を深め、独占禁止法違反行為を未然に防止し、公正かつ自由な競争を維持・促進する。	
4 施策等の具体的な内容 公正取引委員会は、独占禁止法や公正取引委員会の活動等に関して、主に以下のような広報活動を通じて国民への周知を図っている。 ① 独占禁止法違反事件に対する法的措置、企業結合の事前相談に対する回答、各種ガイドライン、実態調査報告書等についての報道発表 ② 事業者、一般消費者向けの各種のパンフレット等を作成・配布、ホームページによる情報発信 ③ 競争政策への理解の促進と、独占禁止法等や競争政策に係る意見・要望を把握等を目的とする、独占禁止政策協力委員等の有識者との会議、懇談会の開催 ④ 独占禁止法等教室の開催(中学校等に公正取引委員会の職員を講師として派遣して、独占禁止法等についての授業を行う。)など、学校教育等を通じた普及	
5 達成目標及び目標達成時期 独占禁止法や公正取引委員会の活動等について、より多くの国民に周知することにより、競争政策への国民的な理解を深め、公正かつ自由な競争を維持・促進することとしており、この取組について、より多くの国民に周知することということ以上に数値的な達成目標等を設定することはできない。	
6 評価対象期間 平成15年4月～平成16年3月	7 評価実施時期 平成16年6月
8 評価の観点 (1) 独占禁止法等の広報活動は、独占禁止法違反行為を未然に防止し、公正かつ自由な競争を維持・促進するために必要か(必要性)。 (2) 独占禁止法等の広報活動は、公正かつ自由な競争を維持・促進する上で有効であったか(有効性)。 (3) 独占禁止法等の広報活動は、効率的に行われたか(効率性)。	
9 評価を行う過程において使用した資料等 ・ 内部資料 ・ アンケート資料等 ・ コンサルタント会社が行った調査・分析の報告書	
10 施策等の実施状況について (1) 報道発表 公正取引委員会は、必要に応じ、独占禁止法違反事件に対する法的措置、企業結合の事前相談に対する回答、各種ガイドライン、実態調査報告書等について、発表を行っており、平成15年度には、276件の発表を行った。 報道発表には、記者会見担当者が記者会見室に赴いて、記者に対して、発表資料に沿ってその内容の説	

明を行う「記者会見」と、記者会見を行わずに発表資料を記者達に配布し、記者会見担当者に電話による照会があった際にはこれに説明を行う「資料配布」と呼ばれる方法とがある。

なお、特定のテーマについて、新聞等による政府広報を利用した広報を行っている。

## (2) 広報資料の作成・配布

### ア パンフレット

独占禁止法や公正取引委員会に対する一般の理解を深めるため、各種のパンフレットを作成し、事業者、一般消費者等に配布している。

平成15年度には、「独占禁止法ガイドブック」、「表示と景品のルール」(景品表示法ガイドブック)、「下請取引のルール」(下請法ガイドブック)、「やさしい独占禁止法ガイド」(リーフレット)、「FAIR TRADE COMMISSION」(英文パンフレット)、「知るほどなるほど下請法」及び「早わかり!“改正”下請法ガイド」を作成し、事業者、一般消費者等に広く配布した。

また、「わたしたちの暮らしと市場経済」(中学生向けの副教材)を中学校等に配布した。

### イ ビデオ

独占禁止法、景品表示法、下請法等に関する5種類の広報用ビデオ、①「公正取引委員会 ～日本の自由な市場経済を支える～」、②「安心のお買い物 ～景品表示法と消費者の暮らし～」、③「守ろう！取引のルール ～公正な下請取引を目指して～」、④「ストップザDANGO ～入札ルールと独占禁止法～」、⑤「気がつけば一人占めこれでいいの？ ～独占とカルテル～」(子供向けビデオ)を作成し、これらを事業者団体、消費者団体等に配布している。平成15年度には、これらについて、一般消費者等向けの説明会等で用いたほか、事業者団体等に貸し出すなどした。

### ウ ホームページ

平成9年以降、ホームページ(<http://www.jftc.go.jp>)を開設し、多くの項目にわたる各種の情報を掲載している。このうち、報道発表資料については、報道発表の都度、原則として、発表当日に掲載を行っている。その他、特に国民に関心の高い施策を一括りにまとめたページを作る(例えば、改正下請法のページを作る)などして、国民が公正取引委員会の活動についてより理解が深まるような工夫を行っている。

平成15年度には、競争政策研究センターのホームページの新設、下請法の定期調査等の電子窓口の拡充などを行った。

## (3) 独占禁止政策協力委員制度

競争政策への理解の促進と地域の経済社会の実情に即した政策の運営に資するため、平成11年度から、独占禁止政策協力委員制度(以下「協力委員制度」という。)を設置し、全国各地域の有識者150名を独占禁止政策協力委員(以下「協力委員」という。)に毎年委嘱し、独占禁止法等の運用や競争政策の運営等に係る意見・要望の聴取等を行うとともに、独占禁止法や公正取引委員会の活動等に関する各地域における普及・啓蒙活動の協力を依頼している。また、各地区ブロックごとに年1、2回公正取引委員会の委員長又は委員等との間で協力委員会議を開催するなどしている。

平成15年度には、平成15年6月2日から6月6日にかけて全国9都市(札幌、仙台、東京、名古屋、金沢、大阪、広島、高松、福岡)において協力委員会議を開催した。

#### (4) 地方有識者との懇談会等

地方有識者(経済団体代表, 消費者団体代表及び学識経験者等)と公正取引委員会の委員長又は委員等との懇談及び講演会を通して, 競争政策についてより一層の理解を求めるとともに, 幅広い意見, 要望を把握し, 今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図るため, 昭和47年度以降, 毎年, 全国各地において地方有識者との懇談会(広報説明会)及び講演会(以下「懇談会等」という。)を開催している。

平成15年度は, 10月7日から10月9日までの間に, 全国9都市(函館, 仙台, さいたま, 名古屋, 神戸, 山口, 徳島, 鹿児島, 那覇)において, 公正取引委員会の最近の活動状況等について, 各地の主要経済団体, 消費者団体の代表者等の有識者と公正取引委員会委員又は事務総長との意見交換を行った。このほか, 全国各地区(約40箇所)において, 地方事務所長等の事務総局職員と有識者との懇談会も随時開催した。

#### (5) 協力委員会議と懇談会等の開催状況

	協力委員会議(開催日, 地区及び開催都市),	懇談会等(開催日及び開催都市)
平成15年度実施実績	(6月2日, 5日) 関東甲信越地区…東京都 (6月4日) 四国地区…高松市 (6月5日) 北海道地区…札幌市 (6月5日) 北陸地区…金沢市 (6月5日) 近畿地区…大阪市 (6月6日) 東北地区…仙台市 (6月6日) 東海地区…名古屋市 (6月6日) 九州地区…福岡市  第2回会合実施地区 北海道, 関東甲信越, 近畿	(10月7日) 仙台, さいたま, 山口, 鹿児島, 那覇 (10月8日) 神戸 (10月9日) 函館, 名古屋, 徳島  このほか, 全国各地区(約40箇所)において, 事務総局職員と有識者との懇談会も随時開催

#### (6) 学校教育等を通じた普及 小・中学校での教育

国民の競争政策に対する理解を深めるためには, 学校教育段階においても, 市場経済の仕組みや競争政策の意義についての基本的な知識を学習する必要があると考えられることから,

- ① 「わたしたちの暮らしと市場経済」(中学生向けの副教材)を作成し, 中学生に配布
- ② 中学校からの要請を受けて, 競争の役割等について授業を行うため, 中学校に講師を派遣(独占禁止法等教室の開催)
- ③ 小・中学生の職場見学に対応等の取組を行った。

独占禁止法等教室開催案内については, 主に, 対象地区所在の教育委員会から学校ポストを利用した通送方式による案内方法により実施し, 平成15年度は, 対象地区を全国主要都市に対象を拡大して1,485校に案内文書を通送することに加え直送でも開催案内を発信した(平成14年度は東京都内所在の842校に案内文書を通送)。その結果, 平成14年度及び平成15年度の開催状況は, 以下のとおり。

	平成14年度	平成15年度
学校数	7校	13校
クラス数	16クラス	34クラス

## 11 実施状況に対する評価

上記10の施策の実施状況についての評価は、以下のとおりである。

### (1) 広報活動全体

#### ア 必要性

独占禁止法等や公正取引委員会の活動について、より多くの国民に周知し、理解を得ることは、競争政策への国民的な理解を深め、違反行為を未然に防止し、公正かつ自由な競争を維持・促進する上で欠かせない。また、競争政策への理解の促進と、独占禁止法等や競争政策に係る意見・要望を把握し今後の競争政策の運営に資するため、国民の意見を把握し、公正取引委員会による法運用等の妥当性を確保する上でも、極めて重要な意味がある。

#### イ 有効性

施策の有効性、すなわち、独占禁止法等の広報活動により、独占禁止法や公正取引委員会の活動内容等について国民の理解がどれほど深まったか、を評価することとし、報道発表、各委員制度など多岐に渡る独占禁止法等の広報活動を構成する個々の活動について、その有効性を評価し、その結果に応じて必要な改善を図っていくため、これら個々の活動ごとにその有効性を評価することとした。

#### ウ 効率性

独占禁止法等の広報活動全般の効率性について、直接の広報担当部署の人員を米国における競争当局(司法省反トラスト局及び連邦取引委員会)及びEU競争当局(EU競争総局)のそれと以下のとおり比較することによって評価する。

	競争当局	広報担当 部署人員
日本	公正取引委員会	3
米国	司法省反トラスト局	9
	連邦取引委員会	6
EU	競争総局	10

以上から、平成15年度の公正取引委員会の広報活動全般は、米国、EUとの直接の広報担当部署同士の比較をする限りにおいては、ほぼ同程度以下の人員において行われており、おおむね効率的に進められたものと評価できる。

### (2) 報道発表

#### ア 必要性

報道発表の必要性については、独占禁止法等の違反事件処理や各種経済実態調査など公正取引委員会の個別の活動について、その背景・経緯や重要性を含めた内容を、より多くの国民に適時に周知し、理解を得ることは、競争政策への国民的な理解を深め、違反行為を未然に防止し、公正かつ自由な競争を維持・促進する上で欠かせない。また、個別案件についての国民の意見を把握し、公正取引委員会に

よる法運用等の妥当性を確保する上でも、極めて重要な意味がある。

## イ 有効性

### (ア) 新聞報道量による評価

報道発表の有効性について、国民の独占禁止法等に関する理解がどれほど増進したのかを、報道発表案件の日刊新聞での報道量を指標とすることによって評価を行った。

独占禁止法等の違反事件処理や各種経済実態調査など公正取引委員会の個別の活動について、報道発表を行ったものについての、見出し、写真、表・グラフ等(面積を記事行数に換算したもの)を含む新聞報道量を推計したところ、平成15年度総計 41,190行(報道発表1件当たり平均 149行)であり、報道発表を行ったものであって記者会見を行ったものについては、平成15年度総計で32,186行(1件当たり平均 407行)であり、公正取引委員会の平成15年度の報道発表は、有効だったと評価できる。

各報道発表の1件ごとの新聞報道量(行数。見出しの面積を記事行数に換算したものを含む。)の分布は以下のとおりであった。1件ごとの新聞報道量が600行以上のもは全て記者会見を行ったものであり、200行以下のもは資料配布のものが多く、記者会見を行ったものの報道量が多い。

行 分類	1001～	801～ 1000	601～ 800	401～ 600	201～ 400	1～ 200	0
報道発表	6 (2.2)	2 (0.7)	2 (0.7)	11 (4.2)	29 (10.5)	109 (39.5)	117 (42.4)
うち、記者会 見をしたもの	6 (6.7)	2 (2.2)	2 (2.2)	10 (11.2)	26 (29.2)	36 (40.4)	7 (7.9)
うち、資料配 布のみのもの	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.5)	3 (1.6)	74 (39.0)	169 (58.8)

( )内は、各分類ごとの合計に対する割合(%)

### (イ) 報道量に影響を与えるポイント

報道発表について、どのようなポイントが新聞報道量に影響を与えるのかについて、日刊新聞及びテレビ局の記者10名を対象として実施したヒアリング調査(「掲載される報道量に最も影響を与えるポイントは何か」と問うて、以下の選択肢から複数選択で順位付け。1位を5点、2位を4点、3位を3点、4位を2点、5位を1点として集計)の結果は、以下のとおりであった。

- ① 国民生活に与える影響の度合い (47点)
- ② 国民の関心の度合い(身近なものか否か、行為者・対象商品の知名度) (39点)
- ③ 案件の重要性(大きな困難を伴う課題に取り組んだものであったかどうか) (39点)
- ④ 公権力の発動であること (12点)
- ⑤ 案件の特徴等について公正取引委員会からのメッセージ (10点)

したがって、報道発表に際しては、案件の国民生活に与える影響の大きさやどのような困難を伴う課題に取り組んだものであったかといった点を中心に、できるだけ国民にアピールするよう工夫することが必要である。

## ウ 効率性

報道発表については、個々の公正取引委員会の活動に組み込まれた一部として行われるため、報道発表に投じられた時間・人員を計測するのは困難である。ただし、資料配布のみの場合に比較して、記者会見を行う場合の方が、報道発表に要する時間・人員量は多いものと考えられるところ、記者会見を行った場合には、資料配布にとどまる場合より報道量が格段に多くなっていることを踏まえれば、効果が大きいものを中心に、時間・人員を重点的に配分しているといえ、効率性についても一定の評価できる。

### (3) 広報資料の作成・配布(パンフレット、ビデオ、ホームページ)

#### ア 必要性

報道発表は、基本的には公正取引委員会の活動について、個別具体的に、対外的に説明するものであり、競争政策や独占禁止法についての基本的な枠組みを所与の前提とした内容となっている。このため、競争政策や独占禁止法についての意義、基本的な枠組みについて国民の理解を得るための広報活動が必要であり、また、こうした基本的な枠組みについての理解は、個別の公正取引委員会の活動をより一層効果的に理解してもらうために重要な意味を持つものと評価できる。

また、ホームページによる情報発信は、情報通信社会における広報活動において、欠かすことのできない役割を果たすものであり、また、インターネットを通じて各種の情報が入手できるようになることから、国民がより簡易に独占禁止法や公正取引委員会の活動等に関する情報に接することができるようになるものである。また、政府の電子政府構築計画(平成15年7月各府省情報化統括責任者連絡会議決定、平成16年6月一部改定)においても、「行政情報の電子提供、電子申請等に係る取組については、……引き続き、利用者視点に立ったシステム整備、サービスの改善に取り組んでいく必要がある。」(第2施策の基本方針 I 国民の利便性・サービスの向上)とされているところであり、ホームページによる広報活動は、国民の理解増進に必要不可欠であると評価できる。

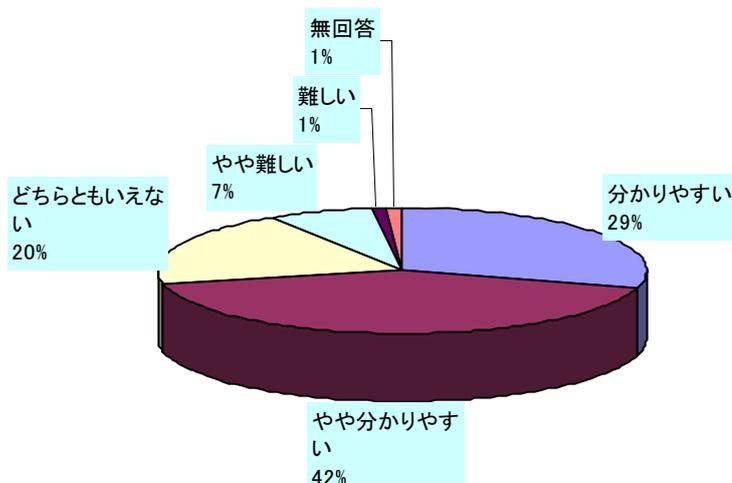
#### イ 有効性

##### (ア) パンフレット等

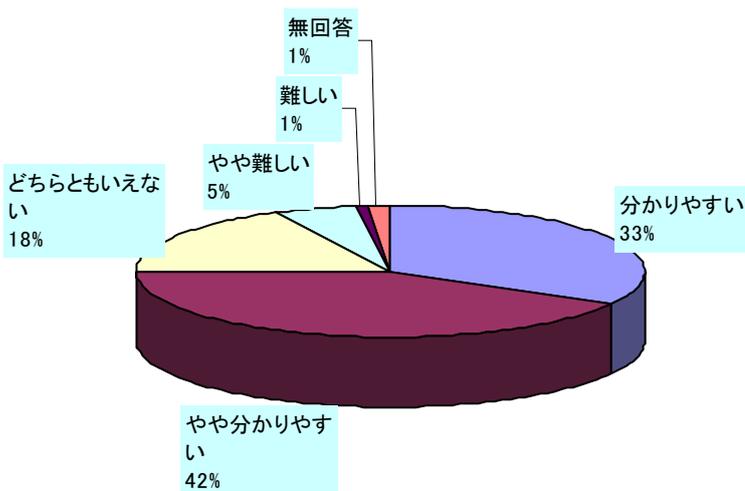
協力委員会議及び懇談会等においては、公正取引委員会の活動状況について定期的に取りまとめた資料「公正取引委員会の最近の活動状況」(年3回発行)のほか、広報用パンフレット「独占禁止法ガイドブック」、「表示と景品のルール」(景品表示法ガイドブック)、「下請取引のルール」(下請法ガイドブック)を説明用資料として使用している。平成15年度の協力委員及び平成15年度に開催した懇談会等への出席者に対するアンケート調査(平成15年度の協力委員(母数150名 有効回答119名 回答率79.3%)及び平成15年度に開催した公正取引委員会との懇談会への出席者(母数300名 有効回答173名 回答率57.7%)下記(4)協力委員制度及び懇談会等 参照)において、これらパンフレットに対する評価もアンケート調査した。

これらの資料についての評価は、「公正取引委員会の最近の活動状況」については、「分かりやすい」、「やや分かりやすい」との回答の合計は71%となり、また広報用パンフレットについては、「分かりやすい」、「やや分かりやすい」との回答の合計は75%となった。

『公正取引委員会の最近の活動状況』について



パンフレットについて



以上のアンケート調査の結果から、パンフレットの広報資料の作成・配布は有効であったと評価できる。ただし、「独占禁止法ガイドブック」・「表示と景品のルール」など一部のパンフレットについては、具体例が少ない、カラーの図表が少なく見難い、専門用語の解説がない等のマイナス評価もあり、こうした点の改善を図ることがより効果的な広報につながるものと考えられる。

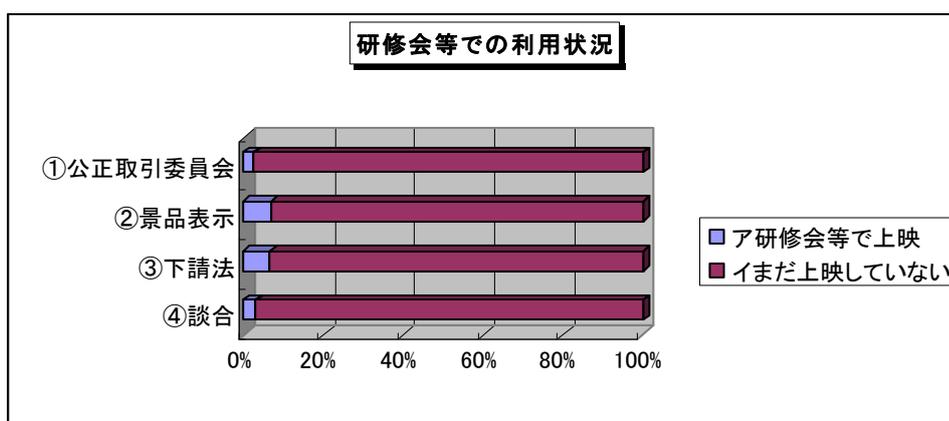
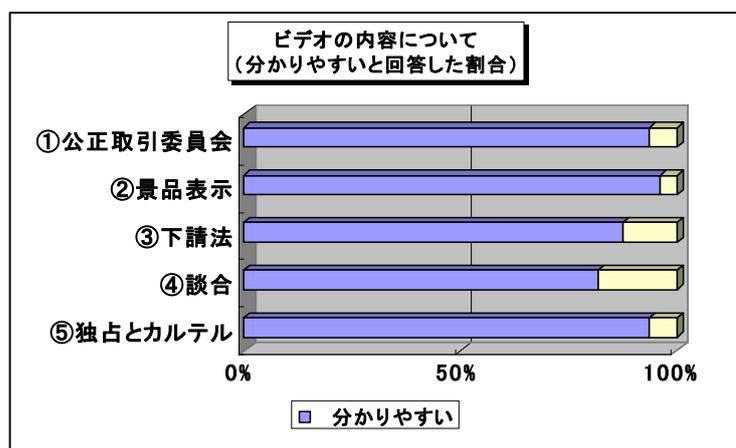
#### (イ) ビデオ

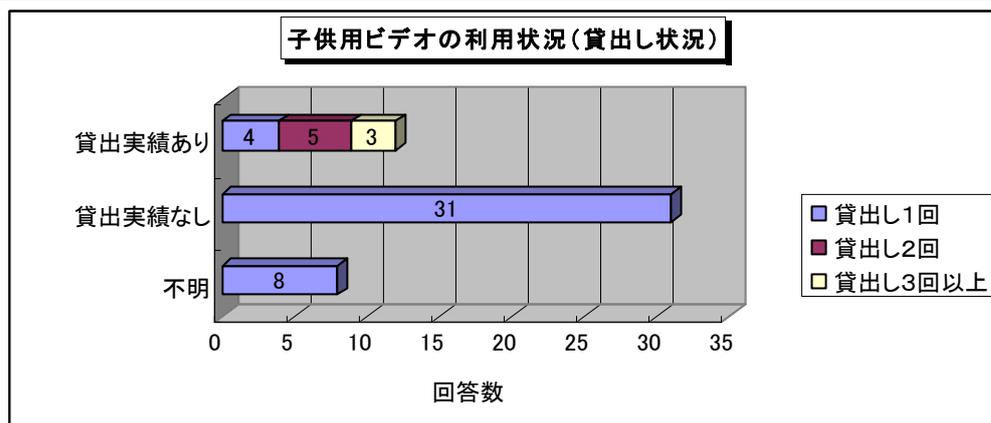
上記（ア）パンフレットと同様、公正取引委員会が作成・配布している上記5種類の広報用ビデオについて、どのように利用されているのか把握し、その状況を踏まえての作成・配布を行うべきとの観点から、ビデオ配布先に対するアンケート調査（ビデオを配布した経済団体、消費者団体、都道府県、公立図書館等の中から、5種類のビデオにつき、1種類当たり100か所を選定してアンケート調査）を行った。

アンケート回収状況は、以下のとおり。

ビデオ名	回収率	主要回答者(全回答に占める割合)
①「公正取引委員会 ～日本の自由な市場経済を支える～」	39.0%	都道府県(84.6%)
②「安心のお買い物 ～景品表示法と消費者の暮らし～」	47.0%	都道府県(97.9%)
③「守ろう！取引のルール ～公正な下請取引を目指して～」	32.0%	経済団体(75.0%)
④「ストップザDANGO ～入札ルールと独占禁止法～」	35.0%	経済団体(68.6%)
⑤「気がつけば一人占めこれでもいいの？ ～独占とカルテル～」	51.0%	全国の公立図書館(100.0%)

上記アンケートの結果は、以下のとおり。





以上のアンケート調査の結果は、いずれのビデオについても、それぞれビデオの内容については「分かりやすく説明されている」といった評価が多く、その意味では有効であったと評価できる。ただし、配布先における各ビデオの利用状況は高いものではなく、今後は、ビデオを配布して配布先における利用を期待するという方法ではなく、例えば学校における独占禁止法教室など、公正取引委員会の職員が講演等で用いることを中心にするなど、その利用方法について工夫を図っていくことにより、より効果的なものになると考えられる。

#### (ウ) ホームページ

ホームページの有効性については、昨今の我が国の急速なIT化の進展を背景として情報伝達手段におけるインターネットの占める地位の増大等の一般的現状に鑑みて、有効性があることは明らかであると類推される。ホームページのアクセスについては、トップページへのアクセス数は平成16年6月1か月間で、125,025件となっており、広く国民に利用されていると考えられるが、今後、アクセスを解析するための専用ソフトを活用するなどホームページの有効性を計測する方法を講じる必要がある。

また、現在の公正取引委員会のホームページが国民等のすべての利用者にとって利用しやすいものとなっているかについて、コンサルタントに実績のある専門会社を活用して多角的な視点から調査・分析を行った。

その結果、①トップページに必要な機能があるか否かについて、公正取引委員会の紹介など利用者用リンクをまとめて配置していない、電子申請の機能など関連性のあるアクションリンクをまとめて配置していない、といった点、②ホームページのサイト全体が利用者にとって分かりやすい構造であるかどうかについて、利用者を主要コンテンツに導くためのメニューバーの設定がないなどナビゲーション機能が不十分であり、検索機能も限定的である、といった点、③一般情報が掲示されているかどうかについても、必ずしも行政機関情報などの基本情報が正しく提供されていないといった点、が指摘された。

今後、ホームページの有効性を一層高めるために、上記の調査・分析の結果指摘された問題点を修正する作業を行うなど、国民等のすべての利用者にとって利用しやすいものとなっているかの観点から、一層の工夫を凝らす必要がある。

このほか、ホームページに掲載する内容の充実と掲載するスピードを図ること(例えば、紙で公表するものは全て同日にインターネットでも公表する等)、前述のホームページの利用状況の解析を通じ、求められている情報の充実に応じていくこと(例えばよくある問い合わせ、景表の違反事例のビジュアル的提供等)、多様なインターネット環境への情報提供(例えば携帯電話対応)を図ることなどについても検討する

必要がある。

#### ウ 効率性

上記イで述べたとおり、パンフレットやビデオについては「分かりやすい」という回答が多く、内容面では問題なく、パンフレット、ビデオ制作に投入された予算に見合った効果が得られていると考えられるが、ビデオについては配布先における利用状況は高くないことから、配布に要した費用に見合った効果が得られていない可能性もあり、配布先の見直しを行っていく必要がある。

ホームページについては、上記イを踏まえて有効性の高いホームページとしていくことで、ホームページ作成のために投下される資源の効率性を高めるとともに、ホームページの更新作業を効率的に行うために、修正やアップロード等が迅速化できるよう、サーバの状況やソフト等についても見直し、ホームページの更新等の作業がしやすい環境へ改善していく必要がある。

#### (4) 協力委員制度及び懇談会等

今回の評価に当たり、平成15年度の協力委員(母数150名 有効回答119名 回答率79.3%)及び平成15年度に開催した公正取引委員会との懇談会への出席者(母数300名 有効回答173名 回答率57.7%)に対するアンケート調査を実施した。これらを踏まえた評価は、以下のとおりである。

#### ア 必要性

競争政策への国民的な理解を増進させることにより、違反行為を未然に防止し、公正かつ自由な競争を維持・促進するためには、全国のさまざまな地域の事業者、消費者及び有識者等から継続的にあるいは定期的に幅広い意見や要望を聴取していくことにより、地域の経済社会の実情に即した政策を運営していくことが重要である。そのためには、各地域の有識者の代表を協力委員として委嘱し、公正取引委員会の活動への理解と提言等を随時要請すること、さらにより幅広い地域に公正取引委員会職員が出向いて地域の有識者との間で懇談会を開催し、地域の実情に即した意見や要望を聴取することの必要性は高いと評価できる。

#### イ 有効性

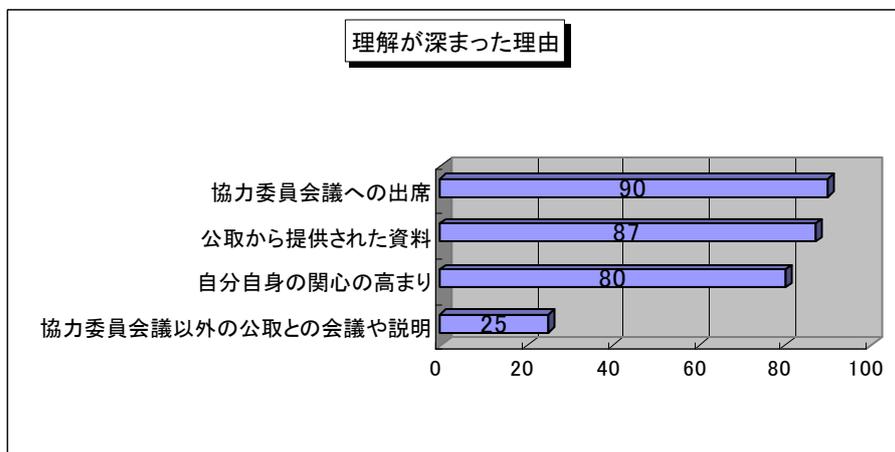
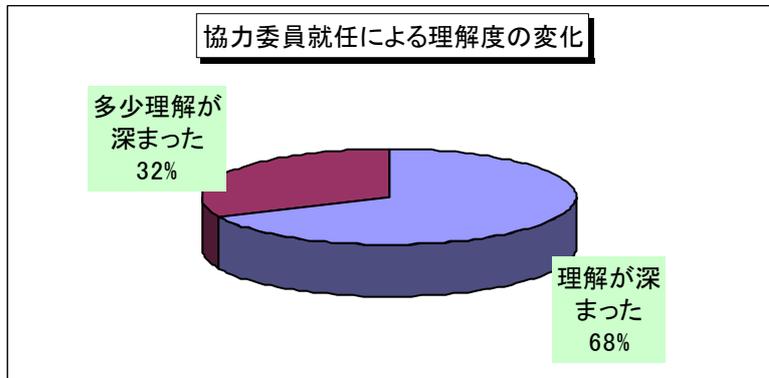
協力委員制度については、協力委員になったことによって協力委員自身の独占禁止法の理解がどのように変化したか、協力委員としての活動が競争政策の理解の増進にどの程度寄与しているか等について、協力委員に対するアンケート調査を実施し、その結果を分析することによって協力委員制度の有効性を評価することとした。また、懇談会等については、これらに出席することにより独占禁止法の理解がどのように変化したか、また出席することがどのように役立ったか等について、出席者に対するアンケート調査を実施し、その結果を分析することによって懇談会等の有効性を評価することとした。

#### (ア) 協力委員制度の有効性

##### a 協力委員になったことによる独占禁止法の理解の増進

協力委員になってから独占禁止法の理解が深まったかどうかについて、「理解が深まった」、「多少理解が深まった」という内容の回答の合計は100%となり、協力委員になったことによって協力委員自身の独占禁止法の理解は増進しており、その意味で独占禁止政策協力委員制度は有効であったと評価で

きる。特に、理解が深まった理由として、協力委員になったことにより、自分自身が独占禁止法や公正取引委員会に対してより関心を持つようになったことを理由に挙げる率が多かった。このことから、協力委員制度は、広報活動として、協力委員に委嘱すること自体でも相手方の意識改革も含めた高い広報効果が期待できるものであるとすることができる。



#### 協力委員となって理解が深まった具体的内容

(主な回答)

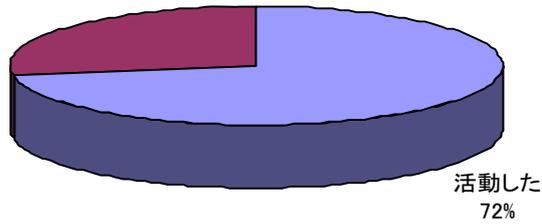
- 独禁法や公正取引委員会に対する認識が正確になった。
- 事業者間の公正な取引のための活動が大部分という印象だったが、消費者保護のための役割も大きいことが分かった。
- 元請業者との関係において弱い立場にある下請業者に対する保護も公正取引委員会が行っているということが分かった。
- 閉鎖的な印象があったが、開かれた部分もあることが分かった。

#### b 協力委員としての活動内容についての評価

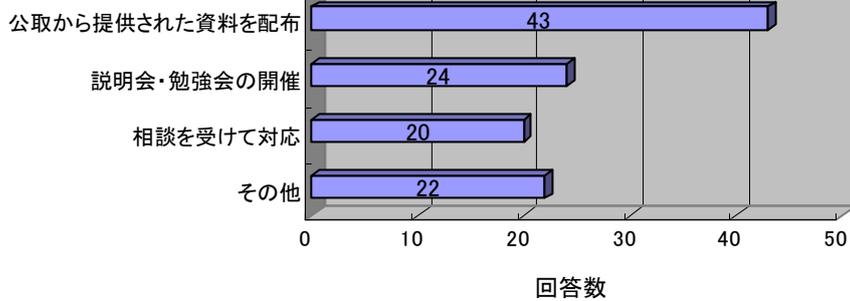
協力委員として、「公正取引委員会から提供された資料を配布した」、「独占禁止法等の説明会・勉強会の開催」といった活動を行っているという回答している協力委員が多く、協力委員が協力委員自身の独占禁止法の理解増進のみならず、協力委員以外の一般国民に対する普及・啓蒙においても相当の役割を果たしていると言え、その意味でも独占禁止政策協力委員制度は有効であったと評価できる。

何らかの活動をした委員の割合

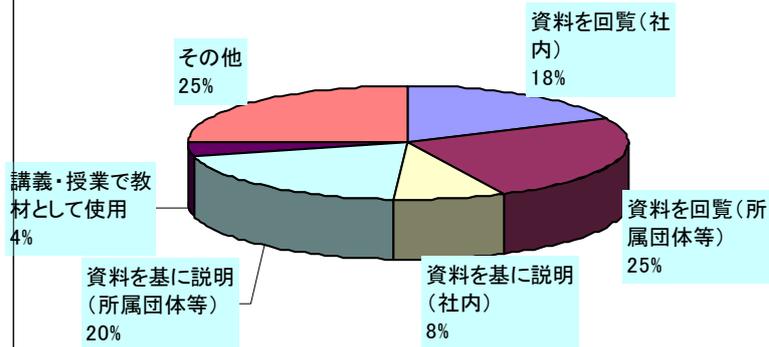
特に活動していない  
28%



協力委員としての活動の具体的内容



提供された資料の利用方法



この結果によると、当委員会からの資料は社内及び所属団体等において資料を回覧するだけでなく、所属団体等の場で説明会用の資料としての使用されていることが分かる。また、学識経験者による講義・授業での教材としての利用もみられる。

今後は、実際に利用したと回答した協力委員に個別にヒアリングするなどして、利用方法に応じて一

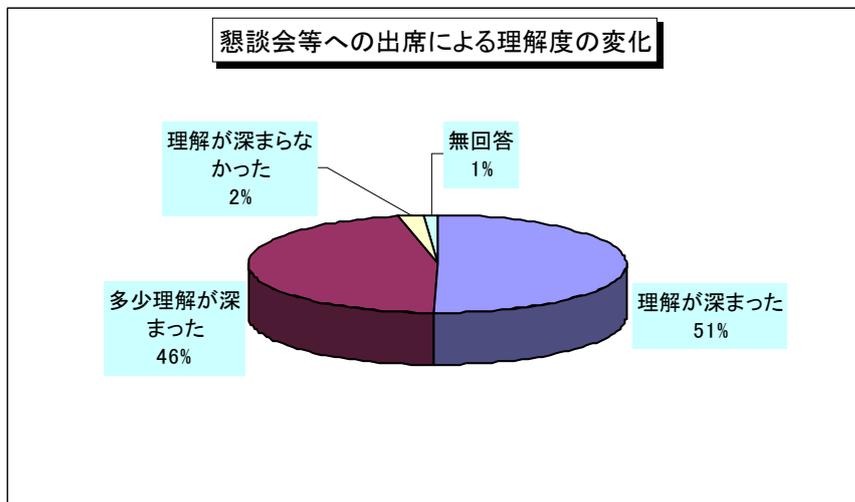
層有効に利用してもらえよう資料の改善を検討する必要がある。

以上のことから、協力委員制度は、広報活動として、協力委員自身の意識の変化や協力委員以外の者への普及・啓蒙も含めた高い広報効果が期待できるものであるとすることができる。今後、より効果的な広報の推進の観点から、協力委員の委員数を拡大するとともに、今後、協力委員の活動を充実させるような働き掛け等を積極的に行うことなどにより、一般国民に対する普及・啓蒙においても、より一層の有効性を高める努力が必要である。

#### (イ) 懇談会等開催の有効性

##### a 懇談会等への出席による独占禁止法の理解の増進

懇談会等へ出席したことによって独占禁止法の理解が深まったかどうかについて、「理解が深まった」、「多少理解が深まった」という内容の回答の合計は97%となり、懇談会等へ出席したことによって独占禁止法の理解は増進していると評価できる。



懇談会等へ出席したことによって、理解が深まった具体的内容

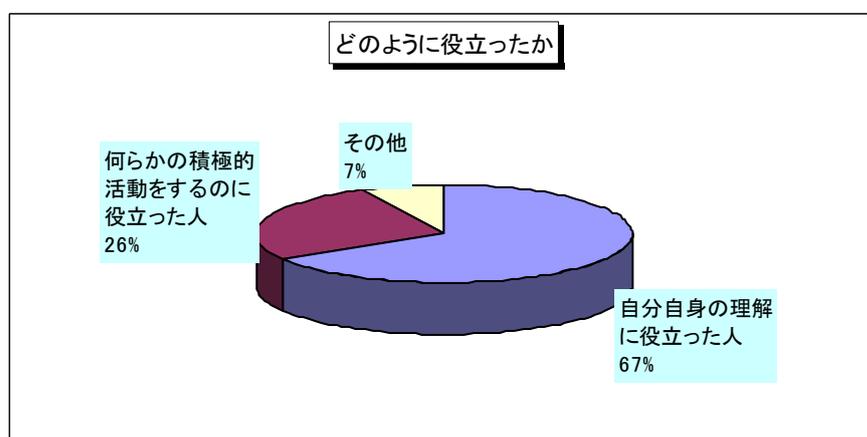
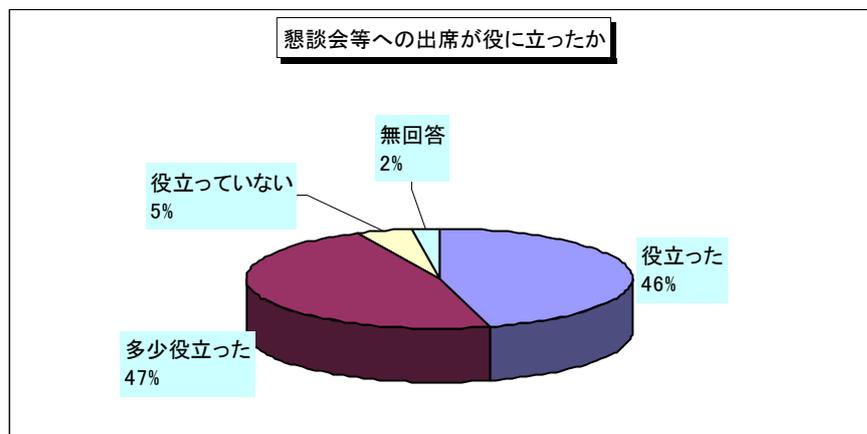
(主な回答)

- 最近の競争政策の変化の動向を理解するのに役立った。
- 公正取引委員会の活動が多種多様にわたっていることが分かった。それに比べて、公正取引委員会の人員は少ないと思った。
- 公正取引委員会や独禁法の認知度を高めるための広報活動について、今まで知らなかった。
- 公正取引委員会の審査業務における立入検査などの権限は、もう少し強いと思っていた。
- 独禁法だけでなく「買い叩き」などの下請法の定義についても理解が深まった。

その一方、アンケート調査の自由回答欄においては、具体的な事例に即しての説明が理解に役立つといった更なる改善を求める意見も散見されたことから、今後の懇談会においては、こうした意見も踏まえて、内容の改善を図っていく必要がある。

## b 懇談会等への出席の貢献度についての評価

懇談会等へ出席したことは役に立ったかどうかについて、「役立った」、「多少役立った」という内容の回答の合計は94%となり、懇談会等へ出席したことによる貢献度は高いと評価できる。



ただし、アンケート調査の自由回答欄において、説明で専門用語、お役所言葉が多い、参加者の問題意識を事前に十分吸い上げた上で開催したほうがよいといった意見が見られたことから、こうした点の改善が今後の懇談会の開催においては必要である。

## ウ 協力委員制度及び懇談会等の効率性

協力委員会議及び懇談会等への出席によって独禁法への理解が深まったと回答している回答者について、協力委員会議及び懇談会等で実施している「業務説明」と「質疑応答」の実施時間についてどのように考えているかということにより、協力委員会議及び懇談会等の効率性を検証した。

これによると、協力委員会議については、「理解が深まった」と回答している回答者のうち、業務説明については約73%、質疑応答については約65%の回答者が実施時間は適当であると回答していることから、協力委員会議の実施時間は効率性の面からはおおむね適当であると言える。

また、懇談会については、「理解が深まった」と回答している回答者のうち、業務説明については約85%、質疑応答については約70%の回答者が実施時間は適当であると回答していることから、懇談会の実施時間は効率性の面からはおおむね適当であると言える。

今後は、更に出席者の職掌・立場などを考慮することにより、独占禁止法の理解を深める観点から、よ

り効率よく限られた時間の中で会議を実施できるよう検討していく必要がある。

## (5) 学校教育等を通じた普及 小・中学校での教育

### ア 必要性

独占禁止法の役割を多くの人に理解してもらうため、学校教育の過程で、将来、経済活動に参加する中学生に対し、消費者教育の一環として独占禁止法等教室を実施することにより、早い段階で独占禁止法の役割についての理解を深めていくことが必要である。

平成14年度に独占禁止法等教室を開設して以降、平成14年度は7校16クラス、平成15年度は13校34クラスの授業開催依頼を受け独占禁止法等教室を開催した。

こうした実績増加は、平成14年度に主たる対象地区とした東京都から、平成15年度には、全国主要都市所在の中学校へと対象地区を拡大したことにより増加したものと考えられ、また、対象地区を拡大したことにより授業開催依頼も増加していることから、学校への講師派遣ニーズがあることが分かる。

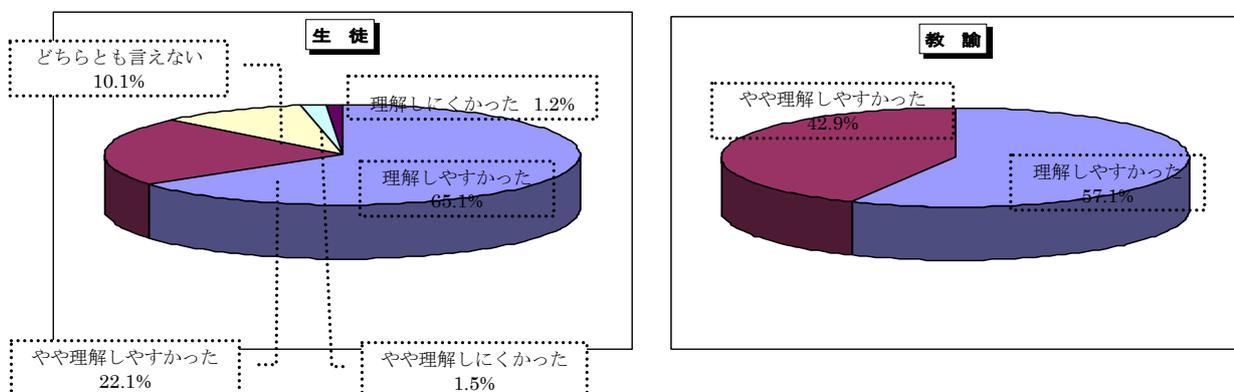
また、有識者との懇談会等の広報活動の場においては、有識者等から「独占禁止法等を学校教育の過程で学ぶことが非常に効果的であると思われ、学習資料(中学校社会科公民的分野学習指導要領準拠版副教材)を活用し広めて行くことが必要である。」等の高い期待を示す意見・要望が寄せられていることから、学校への講師派遣活動の必要性、重要性は高いものと評価できる。

### イ 有効性

学校への講師派遣活動は、消費者教育の一環として、学校教育を通じて実施することは、生徒の独占禁止法等に関する理解を深めることのみならず、生徒の意識を向上させることにより、将来的に、独占禁止法違反行為を未然に防止し、公正かつ自由な競争が促進されることを目的としている。このような目的の観点から、①「独占禁止法等教室」の理解度、②「独占禁止法等教室」の満足度についての評価を行った。

独占禁止法等教室に対する生徒・教諭の感想について、「理解しやすかった」、「やや理解しやすかった」といった内容の感想の合計は、生徒が87.2%、教諭では100%と高く、また、中学社会科公民的分野における学習指導要領上の学習目的・内容からも、独占禁止法等教室への講師派遣活動は、生徒の学習活動のみならず、教諭の学習支援にも大きく貢献していると評価できる。

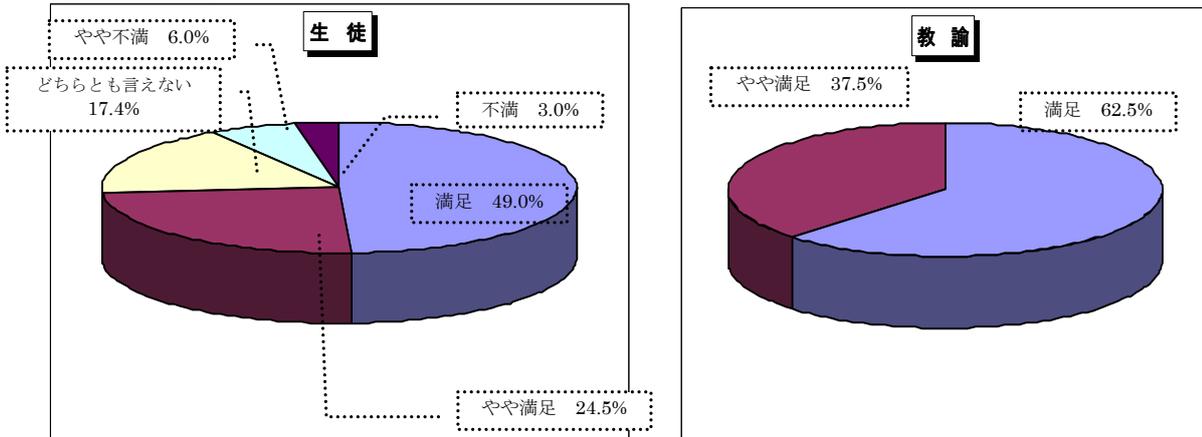
#### 理解度



独占禁止法等教室に対する生徒・教諭の感想について、「満足」、「やや満足」といった内容の感想の合計は、生徒が73.5%、教諭では100%となり、独占禁止法等教室の満足度は高いレベルにあることが確認さ

れた。

### 満足度



このように、独占禁止法等教室を体験した生徒及び教諭の感想から、独占禁止法教室が非常に有効であったことが分かる。

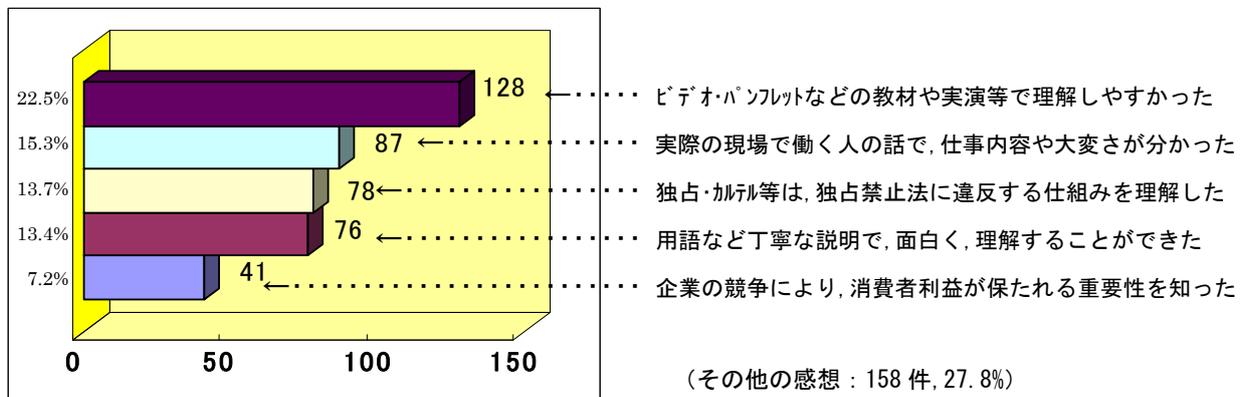
今後、より一層、学校からの開催依頼件数を増加させて行く必要がある。

(参考) 生徒及び教諭から寄せられた主な感想は以下のとおりである。

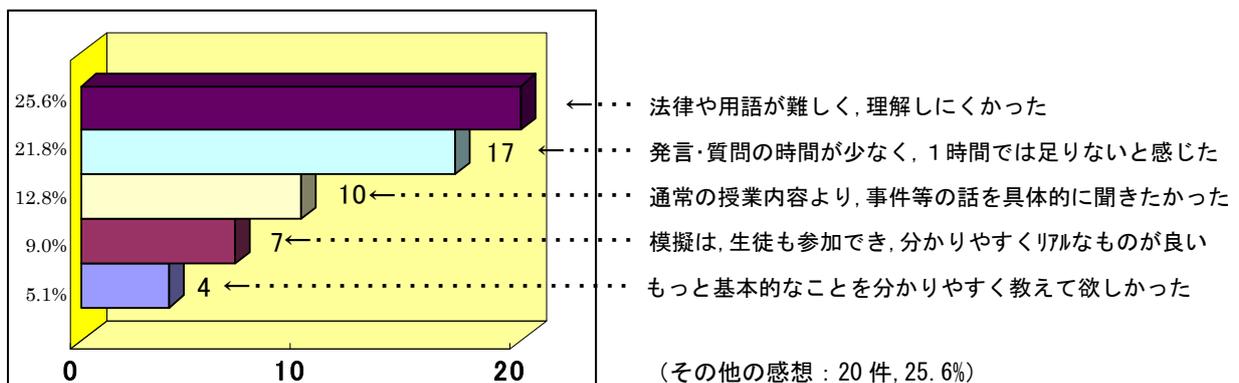
### 授業に関する生徒の主な感想

感想は複数回答であり、肯定的感想が88%、否定的感想が12%であった。

#### (肯定的な感想)



#### (否定的な感想)



## 授業に関する教諭の感想

### (肯定的な感想)

身近な事例や想定事例は分かりやすく、生徒の関心が高かった	4	36.4%
模擬や実物は、生徒も興味を示した	4	36.4%
視覚的に情報が入るように黒板や資料を使用したのが良かった	1	9.1%
副教材は分かりやすい	1	9.1%
生徒の反応も良く、有意義であり、今後に生かしたい	1	9.1%

### (否定的な感想)

難しい話よりも生徒参加型の授業で素朴な疑問に答えて欲しい	3	30%
ビデオは対象年齢が低く、上映時間が長い	3	30%
副教材をもっと活用した方が良い	2	20%
入札談合等の用語や悪性は、生徒には伝えにくい	1	10%
授業の進行を早めて、違反した具体例の説明を多くすると良い	1	10%

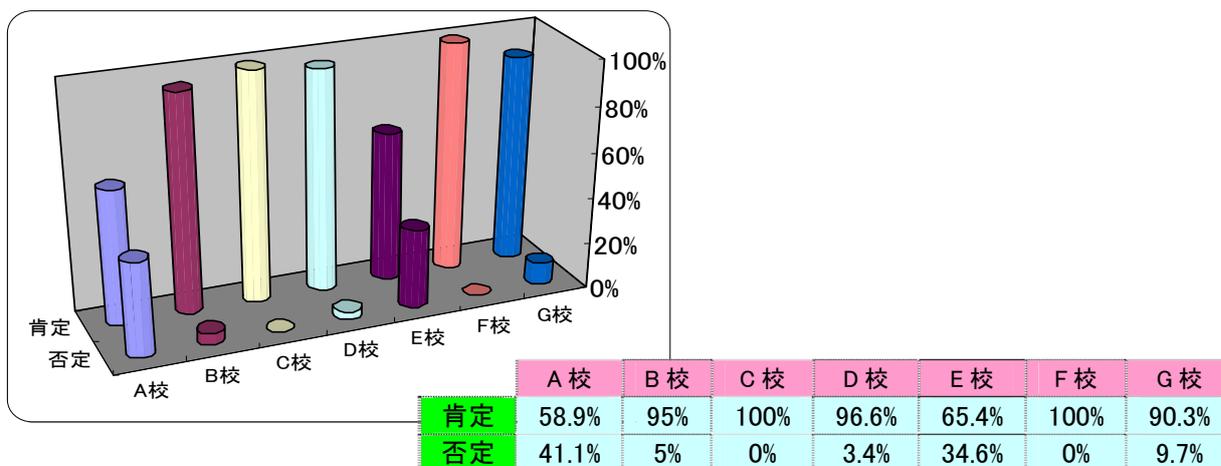
## ウ 講師派遣体制及び独占禁止法等教室における支援内容

上記1及び2のとおり、生徒及び教諭から寄せられた感想の多くは、公正取引委員会の独占禁止法等教室に理解を示し満足しているといった内容の感想であったが、生徒の感想では、否定的な感想が12%寄せられている。

今後、例えば、生徒の「法律や用語が難しく、理解しにくかった」といった感想や教諭の「難しい話よりも生徒参加型の授業で素朴な疑問に答えて欲しい」といった感想を踏まえ、難しい専門的な用語等を避け、より平素な表現とすることや生徒参加型の授業内容について検討し工夫するなど、寄せられた否定的な指摘を踏まえ、生徒の学習活動に対する支援内容(授業内容)を充実させる必要がある。

(参考) 独占禁止法等教室についての各校からの感想の状況は以下のとおり。

## 授業に関する生徒の感想の状況



上表のとおり、生徒から寄せられた否定的な感想は、学校により大きく異なっていることが分かる。こうした状況は、独占禁止法等教室を担当した講師の生徒に対する支援内容(授業内容)が統一性に欠けていること、また、質的にも不十分であることから生じたのも要因の一つと考えられる。

したがって、今後、独占禁止法等教室の質を高めるため、生徒に対する支援内容を統一的に改善するよう検討するとともに、講師派遣ニーズが年々増加傾向にあること、また、講師となる職員自身の能力向上にも資するとの観点からも、研修を取り入れて質を向上させる等、講師派遣体制を充実させる必要がある。

## エ 独占禁止法等教室開催の効率性

独占禁止法等教室の開催状況により、授業開催案内がどの程度実際の授業開催に結びついているのかを検証した。

平成15年度の授業開催校数は13校(前年度比85.7%増)であり、案内文書発信校数に対する割合は0.88%であった。平成15年度は、開催案内の対象地区を全国主要都市の1,485校に拡大(前年度比76.4%増)して発信し、東京都以外で9校開催した。このように、案内対象地域の大幅拡大が効率性の低下にはつながっていないものと評価できる。

	平成14年度		平成15年度	
	学校数	クラス数	学校数	クラス数
教室開催実績	7校	16クラス	13校 (前年度比85.7%増)	34クラス
教室開催依頼数	東京都内所在の842校 (案内文書を送送)		全国主要都市所在の1,485校 (案内文書を送送することに加え直送)	
比率	0.83%		0.88%	

## (6) 今後の課題

最近の企業不祥事の頻発により、企業、消費者ともに企業の法令遵守に対する関心が高まっていることから、独占禁止法や公正取引委員会の活動等についても、より積極的な広報活動を通じて、企業、消費者の認識を高めていく必要がある。特に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」(平成16年6月4日閣議決定)において、独占禁止法改正法案を平成16年中に国会提出することとされており、現在検討中の案は独占禁止法の措置体系を抜本的に見直すものであることから、改正法案が成立すれば、改正法案の内容について国民への十分な周知に努めていくことが最重要課題といえる。

こうした状況を踏まえ、より効果的な広報活動を行っていくためには、広報活動の対象ごと(企業、消費者、法曹関係者、学生等)に、それにふさわしい広報内容の工夫を行うとともに、当該広報対象に対して最も効果の上がる広報媒体を選択するなどの広報戦略の一層の充実が求められる。特に、今後独占禁止法が改正された場合の周知活動について、事業者の十分な理解が法の円滑な施行に不可欠であることから、事業者向けの説明会の実施、パンフレットの作成、ホームページ上での特集などに重点を置いた広報活動が必要と考えられる。

また、ホームページに関しては、公正取引委員会電子政府構築計画において、「国民等利用者のインターネットによる行政情報の入手を容易にするため、書面で公表する情報はすべてホームページに迅速に掲載するなど、情報提供の一層の充実を図る。」とされているところであり、利用者の利便性の観点からトップページをはじめとするホームページを抜本的に見直すとともに、利用者の関心に一覽的に対応できるよう特集ページを拡充するなどして情報提供量の拡大を図っていく必要がある。

## 公正取引委員会の平成 16 年度の政策評価に対する政策評価委員からの意見

公正取引委員会では、平成 16 年度の政策評価を取りまとめるに当たって、学識経験を有するものの知見を活用するため、公正取引政策評価委員(別紙)から意見を聴取した。聴取した意見については、適宜政策評価書に反映させたところであるが、その他、一般的な意見、今後の政策評価の課題とすべき意見等として、大要以下のおりの意見が出された。

### 1 全般について

- 他省庁と比較して、アンケート調査などによって積極的にアウトカムベースでの情報の収集に努めている点、さらに組織の資源投入に関する記述が優れている点、は高く評価できる。
- 情報が一般公開されることを前提にして、国民一般に判りやすく平易に記述することにも配慮することが望まれる。
- 実施した政策の効果の評価について、①措置等を実施した事実、②実施結果の効果測定のいずれかの視点から行っているが、望ましい方法は②であると考えられものの、施策によっては①の方法で評価するものがある。①の方法では定性的評価の観点から判りやすい説明を工夫することが望まれる。

### 2 独占禁止法違反行為に対する措置

- 定量的な政策評価としては、よくまとまっているように感じられる。勧告事件・警告事件・注意事件への投入時間の割り振りに関する批判的自己点検を始め、投入時間等を指標とした分析は、独禁法の重要性の高まりと公正取引委員会の業務の増大とを考え合わせれば、有益かつ重要であり、手法をさらに充実・改善していくことが望まれる。もっとも、リソースの効率的配分もさることながら、法的な納得感のある事件解決という点もまた、外部から期待されているように思われるのであり、行政機関が行う政策の評価に関する法律が要請するところとは並行して、定量的でない自己点検も引き続きおこなうべき。
- 独占禁止法違反事例についても、効果分析をシンクタンクに委託して定量的に調べることをしてもよいのではないか。「警告をだした」で終わっているものが多く、実際にどれだけ効果があったかの検証が少ない。

### 3 企業結合に関する措置

- 企業結合計画を立てて公取委に事前相談をした会社らの満足度、公取委の事前相談の現状が企業結合計画の立案それ自体に与えている影響、新しい企業

結合ガイドラインがこれらにどのように作用しているかなどについて、アンケートその他の手法によって探ることが今後の課題。一方、アンケート等が常に的確な意見を伝えるとは限らないのであって、行政機関が行う政策の評価に関する法律が要請するところとは並行して、定量的でない自己点検も引き続きおこなうべき。

#### 4 下請法違反行為に対する措置

- 下請法違反行為に対する措置については、アンケート分析の情報は貴重に思われる。特に、勧告の公表の影響を考える際のベースラインの情報がとれたことによって、来年度以降の評価にも有益な情報となろう。
- 業界関係者のアンケートを試みは有益だが、アンケートの内容をさらに充実・改善していくことが望まれる。一方、アンケート等が常に的確な意見を伝えるとは限らないのであって、行政機関が行う政策の評価に関する法律が要請するところとは並行して、定量的でない自己点検も引き続きおこなうべきである。
- 「10 平成15年度の事件処理状況について」では、処理した事件の下請法違反行為類型別件数(表2)を示していますが、今後のこととして、この母集団となる市場での現況を把握するアンケートの実施を模索してもよいと考えます。業界を選定して実施してもいいと思われる。

#### 5 景品表示法違反行為に対する措置

- 排除命令を受けた事業者が属する業界の改善状況について、2つの業界を比較して分析と評価を行い、課題を提示していることを多とする。
- 他方で、手袋製造業界などの小規模な事業者によって構成される業界については、排除命令に関する情報を流すチャンネルを今後、考慮していかなければならないのではないかと。
- 報道の状況や業界関係者のアンケートを試みていることは有益だが、アンケートの内容をさらに充実・改善していくことが望まれる。一方、アンケートが常に的確な意見を伝えるとは限らないのであって、行政機関が行う政策の評価に関する法律が要請するところとは並行して、定量的でない自己点検も引き続き行うべき。

#### 6 独占禁止法に基づく審判手続

- 審判制度を適正に運用して、効果を得るためには、①当初の勧告等の内容に疑義を生じないようにすること、②審判請求の“敷居”が高くないと認識されること、③市場における良好な経済活動に資するために迅速であることが必要。これらの観点からの実態把握と評価と説明を心掛けることも重要。

- 審判手続については、被審人もさることながら、第三者が法的に見て納得できる解決がなされていることが重要であって、それを定量的に把握することがどこまで可能であるのかという点も含め、さらに検討が必要。行政機関が行う政策の評価に関する法律が要請するところとは並行して、定量的でない自己点検も引き続きおこなうべき。

## 7 広報活動

- 広報活動についての評価は、他省庁で行われているものを含めて、もっとも充実した情報量を誇るものではないかと評価できる。他方で、パンフやビデオ、さらには学校教育等、広報媒体の相対的な優越についても分析と長期的なプライオリティがあれば望ましい。
- ホームページの評価について専門会社を活用したことを多とする。調査対象事項にもよるが、当該事項の専門会社を活用するという考え方に賛同する。
- 協力委員制度及び懇談会等については、参加者が「理解が深まった」「役に立った」と受け止めていることを前向きに評価するが、併せてこの方々を通しての波及効果にも目を向ける必要がある。
- 広報活動においては、受け手がどう感じるかが特に重要であるから、種々のアンケートを試みていることは有益であり、アンケートの内容をさらに充実・改善していくことが望まれる。
- ホームページについての専門会社からの指摘として評価書に記載されている諸点は、独禁法の研究者たる1ユーザーとしての目から見ても、公取委ホームページの改善策として有益であり、評価書のなかでも特に注目される点のひとつであるが、定量的な評価には限界もある。行政機関が行う政策の評価に関する法律が要請するところとは並行して、定量的でない自己点検も引き続きおこなうべき。
- 広報では、HPの活用が効果的であるが、改善余地がある。例えば、中学生もわかるような、わかりやすい事例紹介があるとよい。ネット上で参照されやすいようにしておけば、皆がリンクを張ってくれて、非常に効率的に宣伝ができる。

(付属)一(別紙)

公正取引委員会政策評価委員

- 柿崎 平 (株)日本総合研究所主任研究員
- 小西 彦衛 あずさ監査法人代表社員／公認会計士
- 白石 忠志 東京大学大学院法学政治学研究科教授
- 田中 辰雄 慶應義塾大学経済学部助教授
- 田辺 国昭 東京大学大学院法学政治学研究科教授

(五十音順)